

れいわ ねんどばん
(令和3年度版)

やっしろししょう ふくし
八代市障がい福祉
ガイドブック

やっしろし しょう かた あんしん く
八代市では、障がいのある方が安心して暮らせるために、
しょう も かた じんざい
障がいをお持ちの方をサポートする人材として
しょう しゃ ようせい と く おこな
「障がい者サポーター」を養成する取り組みを行っています。

やく ぶん どうがけんしゅう う
約30分の動画研修を受けて、あなたも しょう しゃ
障がい者サポーターになってみませんか。

そして、にちじょうせいかつ なか こま ひと み
日常生活の中で困っている人を見かけたら、でき
はんい
る範囲でサポートしてみましよう。

もう こ かた ゆーちゅーぶどうが
申し込みをされた方へYouTube動画
しちようゆーあーえる そうしん
の視聴URLを送信します



この冊子は、八代市にお住まいの障がいのある方やそのご家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるために障害者総合支援法に基づく各種制度や障がい福祉に係るさまざまな本市のサービスを盛り込んでいます。本冊子が、障がいのある方やそのご家族の方の暮らしのガイドになるとともに、多くの方に障がい者福祉について考えていただくきっかけになれば幸いです。

なお、本冊子の掲載内容については、編集後の制度改正などから事業の内容が異なる場合があります。最新の情報については、各項目の二次元バーコードによりご確認ください。

また、各制度の対象者や自己負担については、一般的内容を記載していますので、各制度の利用を検討される場合は、それぞれの「問い合わせ先」や「窓口」に内容を十分確認されますようお願いいたします。

「障がい」の表記について

本冊子では、法律名や法律上の名称等を除き、「障害」の表記をせずに「障がい」と一部ひらがな表記にしています。

「害」という字は、身体障害者福祉法制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）が当用漢字の制限上、使用できなくなったため、代わりに使用されるようになったとされています。しかし、この字は、「害悪」「公害」等否定的で「負」のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見もあり、かかる理由から適切ではないと考えます。

この表記が、必ずしも一番適切な表現であるとは言えないかもしれませんが、少しでも障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進するという観点からも改めることとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

情報の見方

ここでは、対象となる障がいの種類等を表しています。内容によっては障がいの種別や等級などの要件がありますので、本文も必ずご確認ください

〇〇購入費の助成

身療精難他

お問い合わせの際は、こちらに書かれている項目名をお伝えただくとスムーズです

- 身 身体障害者手帳をお持ちの方
- 療 療育手帳をお持ちの方
- 精 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 難 難病の方
- 他 上記以外にそれぞれの制度の要件を満たす方

相談

障がい福祉に関する相談支援	1
福祉サービス利用に関する相談支援	1
障がい者虐待防止センター	1
仕事についての相談	2
発達障がいについての相談	2
お子さんの発達についての相談	2
障がい者相談員	2
市民相談室	3

障がい者手帳の交付

身体障害者手帳	4
療育手帳	5
精神障害者保健福祉手帳	6
障がい者に関するマーク	7

日常生活の支援

障害者総合支援法と障害福祉サービス	8
障害福祉サービス等の種類	9
障害福祉サービスを利用するまでのながれ	11
障害福祉サービスを利用したときの費用	12
訪問入浴サービス	13
移動支援	13
地域活動支援センター	14
日中一時支援事業	15
障害児通所支援	16
障害児入所支援	16
障害児通所支援を利用するまでのながれ	17
障害児通所支援を利用したときの費用	18

手当・年金

特別児童扶養手当	19
障害児福祉手当	20
特別障害者手当	20
児童扶養手当	21
障害基礎年金	21
障害厚生年金	22
熊本県心身障がい者扶養共済制度	22
生活福祉資金貸付事業	22

医療制度

自立支援医療制度（精神通院医療）	23
自立支援医療制度（更生医療）	23
自立支援医療制度（育成医療）	24
重度心身障がい者医療費助成	25
指定難病の医療費助成	26
小児慢性特定疾病の医療費助成	26

その他の助成

自動車運転免許取得費の助成	27
自動車改造費の助成	27
緊急通報装置のレンタル	27
在宅の方への住宅改造経費の助成	28

福祉用具

日常生活用具	29
補装具	31
軽度・中程度の聴覚 障がい児への補聴器の購入費の助成	32
在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成	32

税の減免制度

所得税・住民税の障害者控除	33
相続税の障害者控除	33
軽自動車税の減免	34
普通自動車税の減免	35
少額貯蓄の非課税制度（マル優）	35

料金の割引制度やサービス等

NHK放送受信料の減免	36
有料道路通行料の割引	36
タクシー運賃の割引	37
バス運賃の割引	37
航空運賃の割引	37
JR九州運賃の割引	37
肥薩おれんじ鉄道の運賃割引	38
携帯電話の割引	38
映画鑑賞料の割引	38
八代市立施設の使用料の減免	38
青い鳥郵便葉書の無償配布	38

その他のサービス

障がい者等用駐車場の利用証	39
駐車禁止区域における駐車	40
やつしろバリアフリーマップ	40
郵便による投票	40
車いすの無料貸出	41
点字・録音図書の郵送貸出	41
成年後見制度	41
地域福祉権利擁護事業	42
避難行動要支援者登録制度	42
手話や要約筆記によるコミュニケーション支援	42
失語症の方へのコミュニケーション支援	43
やつしろ障がい者サポーター制度	44

施設の連絡先一覧

障がい種別・等級別 該当制度一覧

※障がい者手帳の「等級」や「障がい名」をご確認ください

○: おおむね該当

(年齢や所得の制限がある場合があります。本文を確認のうえ直接お問い合わせください。)

△: 一部該当(本文を確認のうえ、直接お問い合わせください)

障がい者手帳の種別・等級		税金			交通・移動				割引・減免					医療費								
		所得税・住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・軽自動車税の減免	J R 九州・肥薩おれんじ鉄道の運賃割引	タクシー・バス運賃の割引	航空運賃の割引	障がい者用駐車場の利用証	駐車禁止区域における駐車	少額貯蓄の非課税制度	N H K 放送受信料の減免	有料道路通行料の割引	携帯電話の割引	映画鑑賞料の割引	八代市立施設の使用料の減免	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	重度心身障がい者医療費助成			
掲載ページ		33	33	33 34	37 38	37	37	39	40	35	36	36	38	38	38	23	23	24	25			
身体	1～2級	○	○		○	○	○			○	△	○	各社の基準による	各映画館の基準による	各施設の基準による	指定医師の意見書による			○			
	3～6級	○	○		○	○	○			○	△	○										
	視覚			△				△	△		△							△	△			
	聴覚・平衡機能			△				△	△		△							△	△			
	音声・言語・そしゃく			△														△	△			
	肢体不自由			△				△	△									△	△			
	心臓機能			△				△	△									△	△			
	じん臓機能			△				△	△									△	△			
	呼吸器機能			△				△	△									△	△			
	ぼうこう・直腸機能			△				△	△									△	△			
	小腸機能			△				△	△									△	△			
	免疫機能			△				△	△									△	△			
	肝臓機能			△				△	△									△	△			
療育	AⅠ・AⅡ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	各社の基準による	各映画館の基準による	各施設の基準による	指定医師の意見書による			○			
	BⅠ・BⅡ	○	○		○	○	○			○	△											
精神	Ⅰ級	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△											
	2～3級	○	○		△	○	○			○	△											



障がい者手帳の種別・等級		年金・手当等						支援制度やサービス																		
		特別児童扶養手当	障害児手当	特別障害者手当	児童扶養手当	障害年金	熊本県障害者扶養共済制度	生活福祉資金貸付事業	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造経費の助成	緊急通報装置のレンタル	在宅の方への住宅改造経費の助成	日常生活用具	補装具	青い鳥郵便葉書の無償配布	郵便による投票	点字・録音図書の郵送貸出	地域福祉権利擁護事業	避難行動要支援者登録制度	手話や要約筆記によるコミュニケーション支援	失語症の方へのコミュニケーション支援					
掲載ページ		19	20	20	21	21 22	22	22	27	27	27	28	29	31	38	40	41	42	42	42	43					
身体	1～2級	中度以上の障がいのある児童を扶養している方	日常生活に常に介護が必要な在宅の方	日常生活に常に特別の介護が必要な在宅の方	父または母が一定の障がいの状態にある児童	国民年金法による障がい等級表の1～2級該当者	○	△	△		△	△			○	△		判断能力が十分でない方	災害時の避難に支援を希望する方							
	3～6級						○	△	△		△				△											
	視覚												△	△		△	△				○	○				
	聴覚・平衡機能															△	△								○	
	音声・言語・そしゃく															△	△								○	△
	肢体不自由												△				△			△		○				
	心臓機能																△			△						
	じん臓機能																			△	△					
	呼吸器機能																			△	△					
	ぼうこう・直腸機能																			△	△					
	小腸機能																			△	△					
	免疫機能																			△	△					
	肝臓機能																			△	△					
療育	A1・A2						○	△	△		△	△	△		○			○								
	B1・B2						○	△	△				△					○								
精神	1級						○	△	△		△	△						○								
	2～3級						○	△	△			△						○								

そうだん 相談

しょう ふうし かん そうだんし えん むりよう 障がい福祉に関する相談支援（無料）

こんなとき	しょう しょうて ちよう しんせいほうほう ふうし りよう たの てつづ 障がい者手帳の申請方法、どんな福祉サービスが利用できるのか、ヘルパーを頼むときの手続 きが知りたい、申請書の書き方を教えてほしい、就職する前に訓練を受けたいなど、日常生活や ふうし りよう そうだん そうだんし えん じぎょう 福祉サービスの利用について相談できます（相談支援事業）		
そうだんさき 相談先	おも しんたいしょう たいおう （主に身体障がいに対応） かんねさこ荘相談支援事業所	おも せいしん ちてきしょう たいおう （主に精神・知的障がいに対応） ちい せい かつ そうだんし えん 地域生活相談支援センター すまいる	ひかわがくえん そうだんし えん じぎょう しょう 氷川学園相談支援事業所 ふうしゃ 風舎
	まつ えほんまち 松江本町5-15	おおむらまち 大村町720-1	ひかわちようみやはら 氷川町宮原1167-2
	げつ きん しゅくじつ のぞ 月～金（祝日を除く） じはん じはん 8時半～17時半	げつ ど しゅくじつ のぞ 月～土（祝日を除く） じはん じ 8時半～17時	げつ きん しゅくじつ のぞ 月～金（祝日を除く） じはん じはん 8時半～17時半
	でんわ 電話 45-9012 そうだんいん 相談員 080-1786-6955 ふあつくす FAX 45-9013	でんわ 電話 32-2333 ふあつくす FAX 32-2632	でんわ 電話 62-4081 そうだんいん 相談員 090-5730-7102 ふあつくす FAX 62-4081
といあわ 問合せ	しょう しゃし えん か でんわ 障がい者支援課 電話 35-0294		

ふうし りよう かん そうだんし えん むりよう 福祉サービス利用に関する相談支援（無料）

こんなとき	ふうし しょうがいふうし しょうがいじつうしょうし えんどう りよう 福祉サービス（障害福祉サービス、障害児通所支援等）はどんなものがあるのか、利用するため にはどうしたらいいのかなどの相談ができます また、ふうし りよう さい けいかくさくせい おこな けいかく そうだんし えん 福祉サービスを利用する際の計画作成を行います（計画相談支援）
そうだんさき 相談先	していとくてい そうだんし えん じぎょう しょう していしょうがいじ そうだんし えん じぎょう しょう 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（45ページ）

しょう しゃぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター

こんなとき	しょう かつ ぎやくたい かん つうほう し えん かん そうだん 障がいのある方への虐待に関する通報や支援に関する相談ができます
そうだんさき 相談先	やつしろししょう しゃぎやくたいぼうし しょう しゃし えん かない でんわ 八代市障がい者虐待防止センター（障がい者支援課内） 電話 35-0294

そうだん 相談

しごと そうだん むりよう げんそくよくせい 仕事についての相談(無料・原則予約制)

こんなとき	はたら 働きたいけどどうしたらいいかわからないなど、障がい者の就労や就労に伴う日常生活のことで相談できます
そうだんさき 相談先	くまもとけんなんぶ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 熊本県南部障害者就業・生活支援センター けい だんわ 結 電話 35-3313 (45ページ)

はったつしょう そうだん むりよう よくせい 発達障がいについての相談(無料・予約制)

こんなとき	はったつしょう 発達障がい者(児)やその家族が生活上のことや学校生活、就労等について相談できます
そうだんさき 相談先	くまもとけんなんぶ はったつしょう しょうしえん 熊本県南部発達障がい者支援センター わるつ だんわ 電話 62-8839 (45ページ)



こ はったつ そうだん むりよう よくせい お子さんの発達についての相談(無料・予約制)

こんなとき	しゅうだんかつどう にがて い 集団活動が苦手、言いたいことがうまく伝えられないなど、お子さんの発達や関わり方等について、家族やその支援者が相談できます
そうだんさき 相談先	やつしろけんいきち きりょういく だんわ 八代圏域地域療育センター 電話 080-1782-3664 (45ページ)



しょう しょうだんいん むりよう 障がい者相談員(無料)

こんなとき	じしん しょう しょう 自身が障がい者または家族に障がいがある方が、経験に基づくアドバイスをうけたい場合など
そうだんさき 相談先	やつしろし いしよく しんたい ちてき かん 八代市が委嘱している身体と知的に関する相談員 (45ページ)



そうだん 相談

しみんそうだんしつ むりよう 市民相談室(無料)

こんなとき	こま 困っていることや悩みごとについて相談できます		
そうだんこうもく 相談項目	しみんせいかつ 市民生活 じよせい なや 女性の悩みごと こどもの悩みごと おやじりつしえん ひとり親自立支援	かいちようび 開庁日 8:30~17:00 しみんせいかつそうだん ※市民生活相談は 15:45 まで でんわ 電話 33-4452	じようちゆう そうだんいん たいおう 常駐の相談員が対応します
	しょうひせいかつ 消費生活センター	かいちようび 開庁日 9:00~17:00 もくようび ※木曜日のみ10:00~19:00 でんわ 電話 33-4162	
	べんごしほうりつそうだん ようよく 弁護士法律相談(要予約) しほうしよしほうりつそうだん 司法書士法律相談 ぎようせい そうだん 行政なんでも相談 しゃかいほけん ろうむ ろうどうそうだん 社会保険労務・労働相談 ゆいごんそうだん 遺言相談 ぜいむそうだん 税務相談 しんたいしやう しやそうだん 身体障がい者相談 じんけん しんぱい そうだん 人権・心配ごと相談 せいねんこうけん せいでそうだん 成年後見制度相談 たじゅうさいむそうだん 多重債務相談 にゅうかんもんだいそうだん 入管問題相談	べんごしほうりつそうだん じぜんよ 弁護士法律相談のみ事前予 約制です そうだん び じかん 相談日と時間についてはお と 問い合わせください	かくぶんや せんもんか たいおう 各分野の専門家が対応します
といあわ 問合せ	しみんかつどうせいさくか でんわ 市民活動政策課 電話 33-4482		



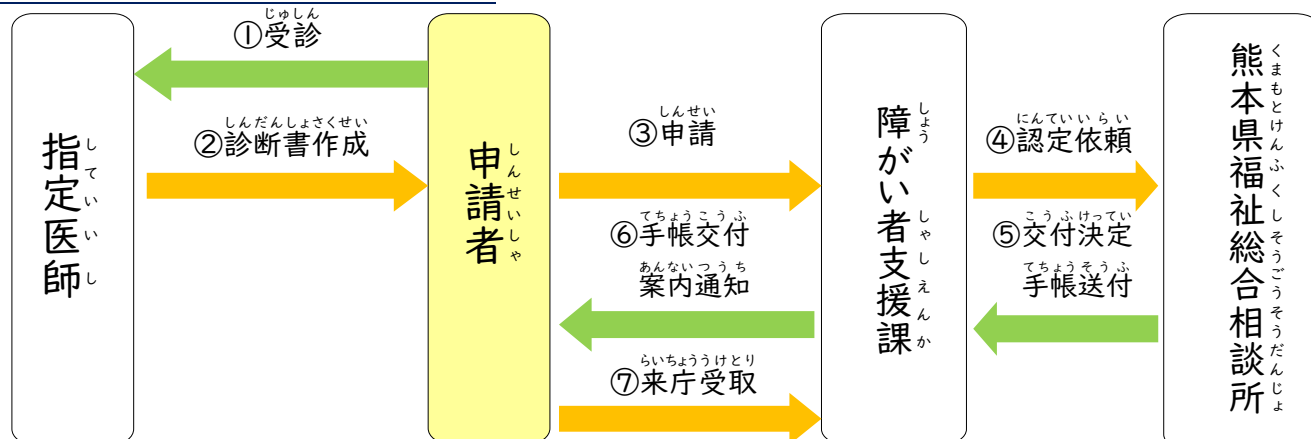
しょう しゃてちょう こうふ 障がい者手帳の交付

しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳		身
がいよう 概要	しんたい しょう かた かくしゅ こうてき う ふくし ぞうしん ほか こうふ 身体に障がいのある方が、各種の公的なサービスを受けるなど、福祉の増進を図るために交付 されるものです	
たいしょうしゃ 対象者	しんたい えいぞくてき しょう かた 身体に永続的な障がいのある方	
くぶん 区分	ていど おも きゅう きゅう 程度が重いほうから1級から6級まで	
しょうようきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ ばあい かぎ 申請から交付まで、約2カ月（場合によってはこの限りではありません）	
うけとり 受取	てちょう こうふ けってい ばあい つうちぶん じたく ゆうそう 手帳の交付が決定した場合、通知文をご自宅に郵送します らいちょう うえ てちょう う と さいせいどせつめい じかん ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、時間に よゆう こ 余裕をもってお越しください	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ およ かくししょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	



てつづ しゅるい 手続きの種類	しゃしん 写真※1	しんだんしょ 診断書※2	てちょう 手帳	こじんばんごう 個人番号	しんせい ひつよう 【申請に必要なもの】 ※1【写真】 たて せんち よこ せんち じょうはんしんだつぼう ねんい ない 縦4cm×横3cm 上半身脱帽 1年以内のもの ※2【診断書】 けん してい い し さくせい 県の指定医師が作成したもの（かかりつけ医 とは異なる場合があります） ●様式は、県のホームページまたは市役所窓口にあります ***** 補足 ***** しんだんしょ どうきゅう きゅう かた じゅうどしんしんしょう 診断書の等級が 1・2級の方は重度心身障がい しゃいりょうひじょせいせいで しんせい 者医療費助成制度も申請できます しょう しゃほんにん つうちょう ほけんしょう も 障がい者本人の通帳と保険証もお持ちください じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじょせいせいで ※重度心身障がい者医療費助成制度 (P25参照)
しん き 新規	○	○		○	
さいにんてい 再認定	○	○	○	○	
しょうがいていどへんこう しょうがいていめい しょうがいていめい 障害程度変更・障害名追加	○	○	○	○	
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更			○	○	
ふんしつ はそん 紛失・破損	○				
しばう ひがいたう 死亡・非該当			○		

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ 身体障害者手帳が交付されるまで



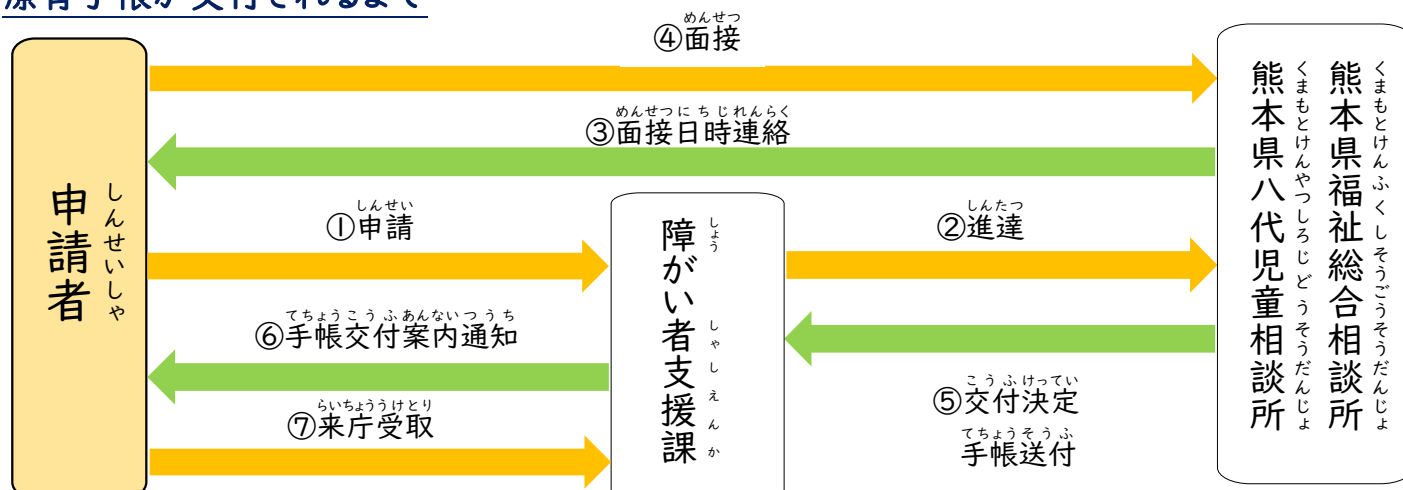
しょう しゃてちょう こうふ 障がい者手帳の交付

りよういくてちょう 療育手帳		療
がいよう 概要	ちてきしょう かた かくしゅ えんじょ そうだん う ふくし ぞうしん はか こうふ 知的障がいのある方が、各種の援助や相談を受けるなど、福祉の増進を図るために交付される ものです	
たいしょうしゃ 対象者	ちてきしょう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ししょう じょうたい さい あらわ かた 知的障がいのある方で日常生活や社会生活に支障がある状態が18歳になるまでに現れた方	
くぶん 区分	ていど おも えー えー びー びー 程度が重いほうからA1、A2、B1、B2	
しょうきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ ばあい かぎ 申請から交付まで、約3か月（場合によってはこの限りではありません）	
しんせいまえ 申請前	てちょう しんせいまえ ちのう はったつけんさ う ひつよう けんさ じぜん う かた けんさ 手帳の申請前に知能・発達検査を受ける必要はありません。検査を事前に受けられた方は検査 けっか めんせつ じ も 結果を面接時にお持ちください	
うけとり 受取	てちょう こうふ けいてい ばあい つうちぶん じたく ゆうそう 手帳の交付が決定した場合、通知文をご自宅に郵送します ごらいちょう うえ てちょう う と さいせいどせつめい じかん よゆう ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、時間に余裕をもって こ お越しください	
まどぐち 窓口	しょう しゃし えん か でんわ およ かくししょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

てつづ しゅるい 手続きの種類	しゃしん 写真 ※1	てちょう 手帳	こじんばんごう 個人番号	※1【写真】 たて せんち よこ せんち じょうはんしんだつぼう ねんい ない 縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの
しん き 新規	○		○	めんせつ 【面接】 さいみ まん かた やつしろ じどう そうだん じょ 18歳未満の方は八代児童相談所 くまもとけん やつしろ そうごう そうだん じょ （熊本県八代総合庁舎内） さいい じょう かた くまもとけん ふくし そうごう そうだん じょ 18歳以上の方は熊本県福祉総合相談所 くまもと し ひがし く （熊本市東区）
こうしん さいはんてい 更新（再判定）	○	○	○	
ふんしつ はそん 紛失・破損	○			
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更		○		
しばう ひがいとう へんかん 死亡・非該当（返還）		○		



りよういくてちょう こうふ 療育手帳が交付されるまで



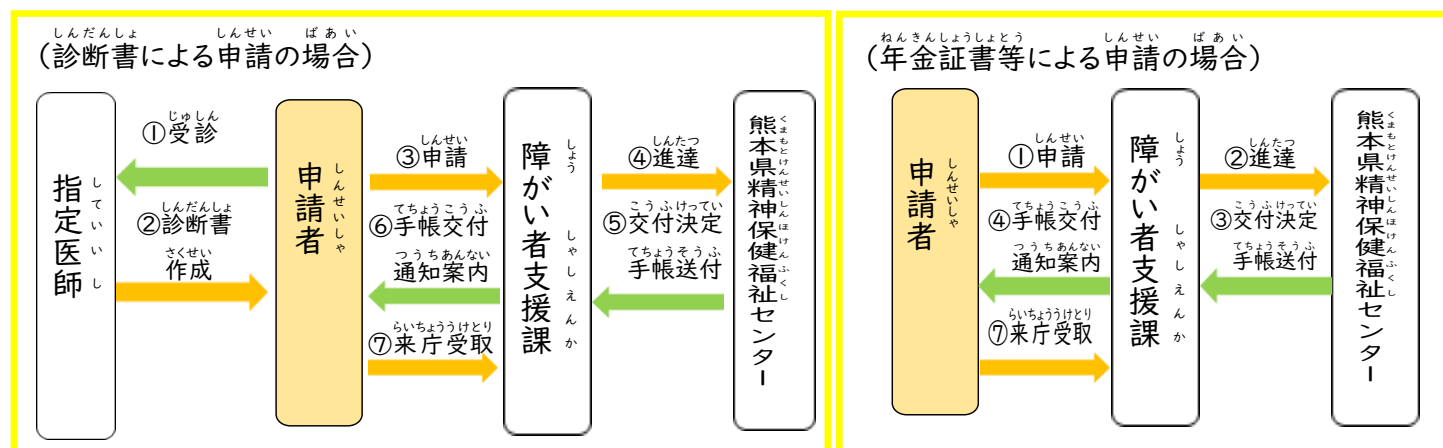
しょう しゃてちょう こうふ 障がい者手帳の交付

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳		精
がいよう 概要	いったい せいしんしょう じょうたい かた しゃかいさん か しゃかいふっき じりつ そくしん こうふ 一定の精神障がいの状態にある方の社会参加・社会復帰・自立を促進するために交付されるものです	
たいしょうしゃ 対象者	せいしんしっかん げつじじょうちりょう けいぞく にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいやく みと 精神疾患により6か月以上治療を継続しており、日常生活や社会生活への制約があると認められる方	
くぶん 区分	ていど おも きゅう きゅう 程度が重いほうから1級から3級まで	
しょうようきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ ばあい かき 申請から交付まで、約3か月（場合によってはこの限りではありません）	
うけとり 受取	てちょう こうふ けつてい ばあい こうふけつてい つうちぶん じたく ゆうそう 手帳の交付が決定した場合、交付決定の通知文をご自宅に郵送します ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、 じかん よゆう こ 時間に余裕をもってお越しください	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ およ かくししょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	



てつづ 手続きの種類	しゃしん 写真 ※1	しんだんしょ 診断書 または 同意書 ※2	てちょう 手帳	こじん 個人 ばんごう 番号	※1【写真】 たて せんち よこ せんち じょうはんしんだつぼう ねんい ない 縦4cm×横3cm 上半身脱帽 1年以内のもの こうしん さい てちょう こうしんらん てちょう ひら 更新の際は、手帳の更新欄（手帳を開いて みぎがわ う とき しゃしん 右側）がすべて埋まっている時のみ写真が ひつよう 必要 ※2【診断書または同意書】 しょうがいねんきんじゆきゆうちゆう かた どういしょ 障害年金受給中の方：同意書 しょうがいねんきんじゆきゆうちゆう かた しんだんしょ 障害年金受給中でない方：診断書 (県指定様式)
しん き 新規	○	○		○	
こうしん さいはんてい 更新（再判定）	○	○	○	○	
しょうがいていどへんこう 障害程度変更	○	○		○	
ふんしつ はそん さいこうふ 紛失・破損（再交付）	○		○	○	
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更			○	○	
しばう ひがいどう へんかん 死亡・非該当（返還）			○		

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ 精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで



しょう しゃ かん 障がい者に関するマーク

	障がい者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で 1984年に制定された、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられる世界共通のマークです
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表しています
	ハートプラスマーク 「身体内部に障がいがある方」を表しています
	ヘルプマーク 外見だけではわかりにくい障がいをお持ちの方や、妊娠初期の方など、配慮が必要であることを知らせるマークです
	身体障がい者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示は努力義務）
	聴覚障がい者標識 聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示は義務）
	白杖SOSシグナルのシンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマークです
	ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです

にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

しょうがいしゃそうごうし えん ほう しょうがい ふ く し 障害者総合支援法と障害福祉サービス

身 療 精 難 他

がいよう 概要

福祉サービスの充実などにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します

たいしょうしゃ 対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等、発達障がい者、障がい児
※サービスによっては、障害支援区分の認定が必要な場合があります
※介護保険の対象となる方は、原則として介護保険サービスを優先して利用していただきます

しょうがいしゃそうごう 障害者総合 し えん ほう 支援法によ るサービス たいけい 体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、全国共通の「自立支援給付」と、市町村が独自の基準を設けて実施する「地域生活支援事業」で構成されています

じりつ し えん きゅう ふ 自立支援給付

かい ご きゅう ふ 介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 施設入所支援

く ん れん どう きゅう ふ 訓練等給付

- 自立訓練（機能・生活・宿泊型）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

- 補装具費の支給

ち い き そう だん し えん きゅう ふ 地域相談支援給付

- 地域移行支援
- 地域定着支援

けい かく そう だん し えん きゅう ふ 計画相談支援給付

- サービス利用支援 等

じりつ し えん い り ょう 自立支援医療

- 育成医療
- 更生医療
- 精神通院医療

しょう しゃ どう 障がい者等

ち い き せいかつ し えん じぎょう 地域生活支援事業

八代市が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業（日中短期入所・障がい児タイムケア）
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業 等

そう だん さ き 相談先

障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口
指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 45ページ

にちじょうせいかつ し え ん 日常生活の支援

【自立支援給付】

しょうがい ふく し
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)



身 療 精 難 他

障害福祉サービス等の利用について、介護給付費・訓練等給付費等の支給を受けようとする障がい者若しくは障がい児の保護者、または、地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障がい者は、市町村に対して支給申請を行う必要があります

めいしやう 名称			ないやうおよ たいしやうしや 内容及び対象者		りやうかのう しょうがいしえんくぶん 利用可能な障害支援区分						
					非 該 当	区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6
介護給付	訪問系	身体介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護などを行います		区分1以上						
		家事援助	居宅で調理、洗濯、買物等の家事などを行います								
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的に行います						区分4以上で一定の要件に該当する方		
		同行援護	視覚障がいにより外出が困難な方に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います		同行援護調査で判断						
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出支援を行います						区分3以上で一定の要件に該当する方		
	日中活動系	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します		区分6で一定の要件に該当する方 →						
		療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします		区分5以上で一定の要件に該当する方 →						
		生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します						50歳未満区分3 (施設入所者は区分4)以上		
		短期入所(ショートステイ)	居宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます						50歳以上区分2 (施設入所者は区分3)以上		
		施設入所支援	施設入所の方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います						50歳未満区分4以上		
	居住系								50歳以上区分3以上		

にちじょうせいかつ し え ん
日常生活の支援

めいしょう 名称				ないようおよ たいしょうしゃ 内容及び対象者		りようかのう 利用可能な しょうがいし えんくぶん 障 害 支 援 区 分	
訓練等 給付 くんれんとうきゅうふ	通所系 つうしよけい	自立訓練 じりつくんれん	きのう 機能 くんれん 訓練	しんたいきのう こうじょう ひつよう くんれん おこな 身体機能の向上のために必要な訓練を行います			しょうがいし えんくぶん 障 害 支 援 区 分 とは問いません
			せいかつ 生活 くんれん 訓練	せいかつ のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 生活能力の向上のために必要な訓練を行います			
			しゅくはくがた 宿泊型	やかん きゅうじつ きょしつどう せつび つか か じ とう にちじょうせいかつ のうりよく こうじょう 夜間や休日に居室等の設備を使い、家事等の日常生活能力向上の訓練を行います			
		しゅうろうい こうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう かた いっぺい きかん しゅうろう ひつよう ちしき のうりよく 就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います				
	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型・B型)	つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん かた しゅうろう きかい ていきょう せいざんかつどう た 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばず利用する「B型」があります					
	訪問系 ほうもんけい	しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	じりつくんれん しゅうろうい こうしえん とう りよう つうじょう じぎょうしょ こんらく た方の就労継続を支援するため、企業、サービス事業所との連絡調整や日常生活等の相談・助言等を行います			サービス内容により区分 が必要な場合があります	
じりつ せいかつえんじょ 自立生活援助		きょたく にちじょうせいかつ いとな ていきじゆんかい ほうちん そうだんたいおう 居宅において、日常生活を営むための定期巡回や訪問、相談対応等の環境整備に必要な援助を行います					
地域相談支援給付 ちいきそうだんしえんきゅうふ	居住系 きょじゅうけい	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	きょうどうせいかつ げしよ そうだん にゅうよく はい しよくじ かい ご た 共同生活の場所で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います			しょうがいし えんくぶん 障 害 支 援 区 分 とは問いません	
	相談系 そうだんけい	ちいきい こうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃしえんしせつどう にゅうしよ しよう しゃ せいしんかびょういん にゅういん いる精神障がい者等に対し、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います				
		ちいき ていやくしえん 地域定着支援	きょたく たんしんどう せいかつ しよう しゃ たい じょうじ れんらくたいせい かくほ しよう 居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います				

※計画相談支援・障害児相談支援

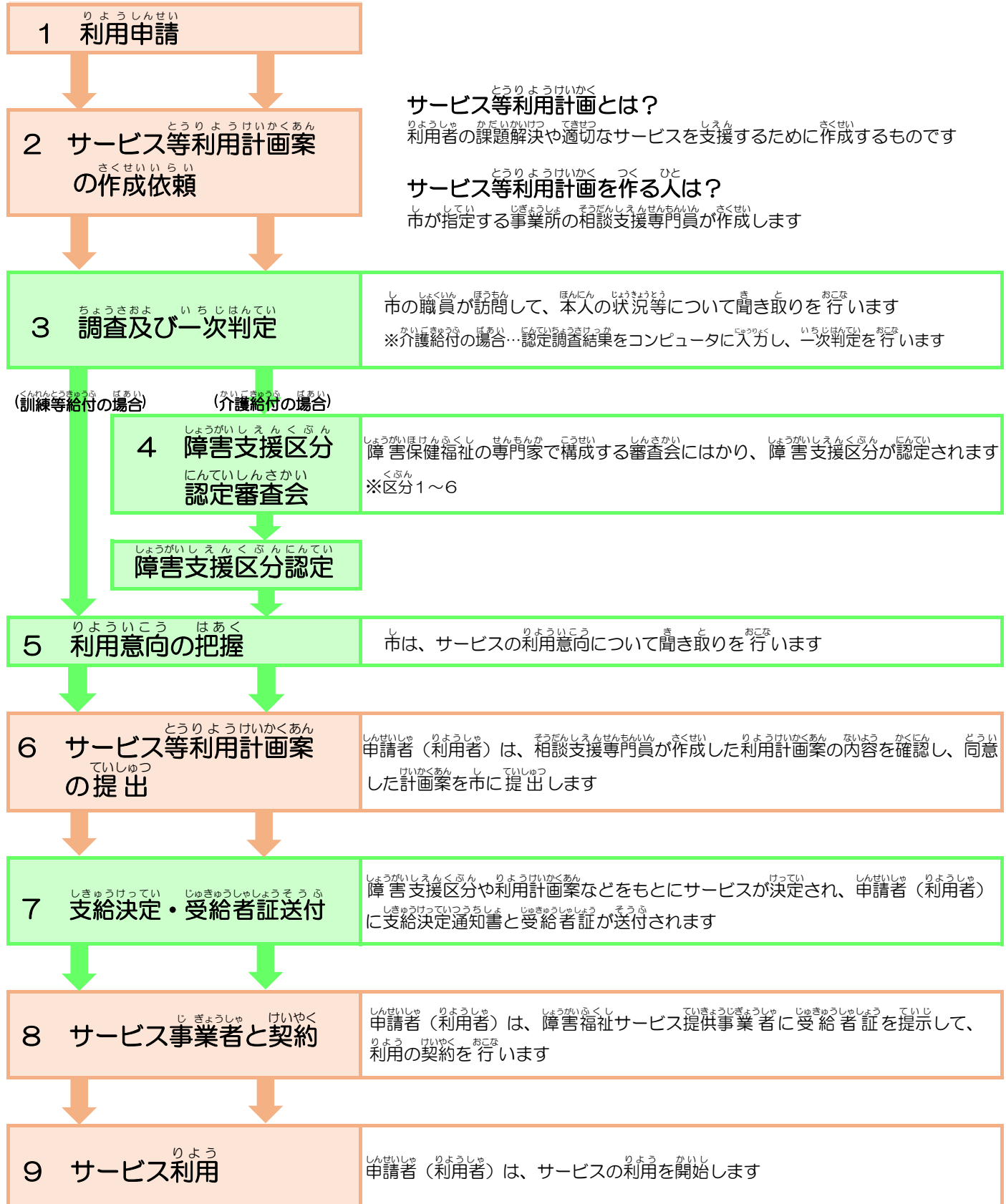
名称		内容	対象者
計画相談支援給付・障害児相談支援給付	・サービス利用支援 ・障害児支援利用援助	サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、利用者の希望等をふまえてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等と連絡調整の上、利用計画を作成します	サービスを申請した全ての障がい者又は障がい児の保護者
	・継続サービス利用支援 ・継続障害児支援利用援助	一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直し（モニタリング）を行います	

にちじょうせいかつ し え ん 日常生活の支援

しょうがいふくし りょう 障害福祉サービスを利用するまでのながれ



まどぐち しょう しゃしえん か でんわ 35-0294 かくししょう ぶくしたんどうまどぐち
窓口 障がい者支援課 電話 各支所障がい福祉担当窓口



※相談支援専門員は、サービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）し、状況に応じて計画の見直しを行います

にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

しょうがいふくし りよう ひよう 障害福祉サービスを利用したときの費用

しょうがいふくし りよう げんそく ひよう わり りようしゃ ふたん
障害福祉サービスを利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています



くぶん 区分	たいしやう かた 対象となる方	りようしゃふたん じやうげんがく 利用者負担の上限額 (月額)	
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご せたい かた 生活保護世帯の方	りようしゃふたん 利用者負担なし	
ていしよとく 低所得	しちやうそんみんぜいひ か ぜい せたい かた 市町村民税非課税世帯の方		
いっばん 一般1	しょう じ さいみ まんおよ しせつ にゆうしよ さい ○障がい児：18歳未満及び施設に入所する18・19歳 しちやうそんみんぜいかぜい せたい しよとくわり まんえん みまん かた 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)の方	きよたく つうしよ 居宅・通所サービス りようしゃ 利用者	4,600円 えん
		にゆうしよし せつとうりようしゃ 入所施設等利用者	9,300円 えん
	しょう しゃ さいいじやう ○障がい者：18歳以上 しちやうそんみんぜいかぜい せたい しよとくわり まんえん みまん かた 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)の方 ※施設入所者(20歳以上)と、グループホーム利用者(のぞ)を除きます	9,300円 えん	
いっばん 一般2	しちやうそんみんぜいかぜい せたい いっばん がいどう かた 市町村民税課税世帯のうち、一般1に該当しない方	37,200円 えん	

りようしゃふたん じやうげんがく 〈利用者負担の上限額〉

せたい はんい 「世帯」の範囲について

さいいじやう りようしゃほんにんおよ おな せたい はいぐうしゃ
18歳以上……利用者本人及び同じ世帯の配偶者

さいみ まん じゆうみんひやうじやう せたい しせつ にゆうしよ さい ふく
18歳未満……住民票上の世帯(施設に入所する18・19歳を含む)

しよとくわり せたい ごうけいがく
※所得割は、世帯の合計額となります

りようしゃ やちん じよせい グループホームの利用者には家賃が助成されます

グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む)の利用者(生活保護又は低所得者の
せたい ふたん やちん たいしやう りようしゃひとり げつがく まんえん じやうげん ほそくきゆうふ おこな しちやうそんみんぜい
世帯)が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に、補足給付が行われます。市町村民税
ひか ぜい せたい たいしやう
非課税世帯が対象です

やちん げつがく 家賃(月額)	ほそくきゆうふがく 補足給付額
まんえん みまん ばあい 1万円未満の場合	じつび 実費
まんえん いじやう ばあい 1万円以上の場合	まんえん つき 1万円/月

にちじょうせいかつ し え ん 日常生活の支援

ち い きせいかつし え ん じきょう 【地域生活支援事業】

ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス		他
がいよう 概要	ざいたく にゆうよく こんなん かた じたく ほうもん せんよう よくそう も こ にゆうよく し え ん おこな 在宅で入浴が困難な方の自宅を訪問し、専用の浴槽を持ち込んで入浴の支援を行います	
たいしょうしゃ 対象者	ざいたく つね がしやう にゆうよく こんなん じゅうど しんたいしやう しゃ じ い か ずべ がいとう 在宅で常に臥床し、入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）で以下の全てに該当する方 ①市内に居住する方 ②医師が入浴可能と認めた方 ※診断書様式あり ③健康上、入浴に支障がない方 ④介護保険法に基づく訪問入浴を利用することができない方	
りようりよう 利用料	サービス費用の5 % （生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）	
りよう 利用までの なが 流れ	しんせいご いこうちやうさ おこな りようけつていつうちしよ そうふ ご じぎやうしよ りようけつてい 申請後、意向調査を行い、利用決定通知書を送付します。その後、事業所に利用決定通知書を提示し、契約後、利用できます	
まどぐち 窓口	しょう しゃし え ん か でんわ 35-0294 かくししよしやう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	

いどうし え ん 移動支援		身 療 精 他
がいよう 概要	か ものとう せいかつ ひつやう がいしゆつおよ よ か かつどうとう しゃかいさん か がいしゆつ じ いどう し え ん 買い物等、生活に必要な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出時の移動を支援します。ただし、けいざいかつどう つうがく つうしやう つうねん ていれいてき がいしゆつ たいしやうがい 経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象外です	
たいしょうしゃ 対象者 ①～③のいずれ かに該当する方	ぜんしんせいしやう しゃ じ およ じゆん ほう か い ご けんたいしやうしゃ のぞく ①全身性障がい者（児）及びこれに準ずる方（介護保険対象者は除く） ②知的障がい者（児） ③精神障がい者（児） ※視覚障がい者（児）は同行援護の対象となります（9 ページ）	
りようりよう 利用料	サービス費用の1割（生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）	
りよう 利用までの なが 流れ	しんせいご いこうちやうさ おこな りようけつていつうちしよ そうふ ご じぎやうしよ りようしゃしやう ていじ 申請後、意向調査を行い、利用決定通知書を送付します。その後、事業所に利用者証を提示し、契約後、利用できます	
まどぐち 窓口	しょう しゃし え ん か でんわ 35-0294 かくししよしやう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	

にちじょうせいかつ し え ん 日常生活の支援

ち い き かつ どう し え ん 地域活動支援センター

身 療 精 他

がいよう 概要	つうしょ 通所において ^{そうさくてきかつどう} 創作的活動または ^{せいさんかつどう} 生産活動の ^{き かい} 機会や ^{しゃかい} 社会との ^{こうりゅう} 交流の ^ば 場を提供し、 ^{ていきょう} 地域生活を ^{ち い き せいかつ} 支援します
たいしょうしゃ 対象者	ざいたくせいかつ 在宅生活をしている ^{しょう} 障がい者 ^{しゃ}
りょうりょう 利用料	げんそく おりよう 原則、無料。ただし、 ^{そうさくかつどうとう} 創作活動等の ^{ざいりょうだい} 材料代や ^{にゅうよく} 入浴サービスを利用する場合は ^{りょう} 実費相当分の ^{じっぴそうとうぶん} 負担 ^{ふたん} が発生 ^{はっせい} することがあります
りょう 利用までの なが 流れ	りょう きぼう 利用を希望される ^{ち い き かつ どう し え ん} 地域活動支援センターにて ^{りょうしゃとうろくご} 利用者登録後、 ^{りょう} 利用できます
まどぐち 窓口	ち い き かつ どう し え ん 地域活動支援センター（48ページ）



にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

にっちゅういちじしえんじぎょう にっちゅうたんきにゅうしょ 日中一時支援事業(日中短期入所)		身 療 精
がいよう 概要	かぞく しゅうろうしえんおよ いちじてき きゅうそく もくてき しゅくはく ともな はんい いちじてき あず 家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、 にっちゅう かつどう ば ていきょう 日中における活動の場を提供します	
たいしょうしゃ 対象者	ざいたく かいご う こんなん しょう しゃてちょう も かた しょう しゃ じ 在宅において介護を受けることが困難な障がい者手帳をお持ちの方(障がい者(児))	
りょうりょう 利用料	サービス費用の1割(生活保護・市町村民税非課税世帯は無料)	
りょう 利用までの なが 流れ	しんせいご ほんにん かいごしゃ じょうきょう りょういこうとう かくにん うえ けっていつうちけんりようしゃしょう そうふ 申請後、本人や介護者の状況、利用意向等を確認の上、決定通知兼利用者証を送付します りょう きぼう じぎょうしょ けっていつうちけんりようしゃしょう ていじ けいやくごりよう 利用を希望する事業所に決定通知兼利用者証を提示し、契約後利用できます ゆうこうきかん まいとし がつ にち ※有効期間は毎年3月31日までです	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ かくししょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	

にっちゅういちじしえんじぎょう しょう じ 日中一時支援事業(障がい児タイムケア)		身 療 精
がいよう 概要	にっちゅう じ せ わ かた どう ほうかご どにちおよ なつやす どう ちょうき 日中において児の世話をする方がいない等により、放課後、土日及び夏休み等の長期 きゅうかちゅう かつどうばしょ ひつよう しょう じ にっちゅう あず およ にちじょうてき しえん おこな 休暇中の活動場所が必要な障がい児について日中の預かり及び日常的な支援を行います	
たいしょうしゃ 対象者	しょうがく ねんせい こうこう ねんせい しょう しゃてちょう も かた 小学1年生から高校3年生までの障がい者手帳をお持ちの方	
りょうりょう 利用料	サービス費用の1割(生活保護・市町村民税非課税世帯は無料)	
りょう 利用までの なが 流れ	しんせいご ほんにん かいごしゃ じょうきょう りょういこうとう かくにん うえ けっていつうちけんりようしゃしょう そうふ 申請後、本人や介護者の状況、利用意向等を確認の上、決定通知兼利用者証を送付します りょう きぼう じぎょうしょ けっていつうちけんりようしゃしょう ていじ けいやくごりよう 利用を希望する事業所に決定通知兼利用者証を提示し、契約後利用できます(49 ページ) ゆうこうきかん まいとし がつ にち ※有効期間は毎年3月31日までです	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ かくししょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	



にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

しょうがいじつうしよし えん 障害児通所支援			身療精他
がいよう 概要	しょうがい児等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを通所等により支援します		
たいしょうしゃ 対象者	しょうがい者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの児 児童相談所や医師等により療育訓練の必要性が認められた児 など		
そうだんさき 相談先	しょうがい者支援課 電話 35-0294 各支所しょうがい福祉担当窓口 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 45ページ		
しゅべつ 種別	たいしょう 対象	ないよう 内容	
じどうはったつし えん 児童発達支援	みしゅうがくじ 未就学児	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 しゅうだんせいかつ てきおうくんれんどう し えん おこな 集団生活への適応訓練等の支援を行います	
いりょうがたじ どうはったつし えん 医療型児童発達支援	いりょうてきかんり 医療的管理 ひつよう の必要な みしゅうがくじ 未就学児	うんどうきのう おく みしゅうがくじ たいしょう いがくてき くんれん 運動機能に遅れのある未就学児を対象に医学的な訓練を ちゅうしん し えん おこな 中心とした支援を行います	
ほう か ご どう 放課後等デイサービス	しゅうがくじ 就学児	しゅうがくちゅう じどう たい ほう か ご なつやす どう ちょうききゅうかちゅう 就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、 せいかつのうりよくこうじょう くんれんどう けいぞく おこな 生活能力向上のための訓練等を継続して行います	
ほいくしょうどうほうもんし えん 保育所等訪問支援	しゅうがく しゅうえん じ 就学・就園児	りょうちゅう よてい ふく ほいくしよ ようちえん しょうがっこう た 利用中(予定を含む)の保育所、幼稚園、小学校その他の しせつ しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき し えん おこな 施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を行 います	
きょたくほうもんがたじ どうはったつし えん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうど しょう 重度の障がい児	じゅうどしょう じどうはったつし えんどう つうしよし えん う 重度障がいがあり、児童発達支援等の通所支援を受けるため がいしゅつ こんなん じどう じたく ほうもん にちじょうせいかつ に外出が困難な児童の自宅を訪問し、日常生活における きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう かん し えん おこな 基本的な動作の指導、知識技能に関する支援を行います	

しょうがいじにゅうしよし えん ふくしがた いりょうがた 障害児入所支援(福祉型・医療型)			身療精他
がいよう 概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、施設等に入所しながら障がいの特性に応じた保護、日常生活の指導、知識技能の習得の支援(及び医療)を行います		
たいしょうしゃ 対象者	さいみまん しょう じ 18歳未満の障がい児		
そうだんさき 相談先	やつしろじ どうそうだんしよ でんわ 八代児童相談所 電話 33-3247		

にちじょうせいかつ し え ん 日常生活の支援

しょうがいじつうしよし え ん り ょ う 障害児通所支援を利用するまでのながれ



まどぐち 窓口
しょう 障がい者支援課 しゃし え ん か だんわ 電話 35-0294 およ 及び かくししよしょう 各支所障がい福祉担当窓口

1 り ょ う し ん せ い 利用申請

2 しょうがいじしえ ん り ょ う け い か く あ ん 障害児支援利用計画案 の作成依頼

しょうがいじしえ ん り ょ う け い か く
障害児支援利用計画とは？

り ょ う し ゃ か だ い か い け つ て き せ つ し え ん さくせい
利用者の課題解決や、適切な支援をするために作成するものです

しょうがいじしえ ん り ょ う け い か く つく ひと
障害児支援利用計画を作る人は？

し し て い じ ぎ ょ う し ゃ そ う だ ん し え ん せ ん ち ん い ん さくせい
市が指定する事業所の相談支援専門員が作成します

3 ちょうさ り ょ う い こ う は あ く 調査・利用意向の把握

し し ょ ぐ い ん ほ う ち ん ほ ん じ じ ょ う き ょ う ほ こ し ゃ り ょ う い こ う とう
市の職員が訪問して、本児の状況や保護者の利用意向等について
き き と お こ な
聞き取りを行います

4 しょうがいじしえ ん り ょ う け い か く あ ん 障害児支援利用計画案 の提出

し ん せ い し ゃ ほ こ し ゃ そ う だ ん し え ん せ ん ち ん い ん さくせい り ょ う け い か く あ ん な い ょ う か く に ん
申請者（保護者）は、相談支援専門員が作成した利用計画案の内容を確認
し、同意した計画案を市に提出します

5 し き ゅ う け っ て い じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う そ う ぶ 支給決定・受給者証送付

り ょ う け い か く あ ん け っ て い し ん せ い し ゃ ほ こ し ゃ り ょ う け っ て い つ うち し ょ
利用計画案などをもとに決定し、申請者（保護者）に利用決定通知書と
じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う そ う ぶ
受給者証が送付されます

6 しょうがいじつうしよし え ん じ ぎ ょ う し ゃ 障害児通所支援事業者 と契約

し ん せ い し ゃ ほ こ し ゃ し ょ う が い じ つ う し ょ し え ん じ ぎ ょ う し ゃ じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う て い じ
申請者（保護者）は、障害児通所支援事業者に受給者証を提示して、
り ょ う け い か く お こ な
利用の契約を行います

7 しょうがいじつうしよし え ん り ょ う 障害児通所支援利用

し ん せ い し ゃ ほ こ し ゃ とう
申請者（保護者）等は、サービスの利用を開始します

そ う だ ん し え ん せ ん ち ん い ん とう り ょ う じ ょ う き ょ う て い き て き け ん し ょ う じ ょ う き ょ う お う け い か く み な お
※相談支援専門員はサービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）し、状況に応じて計画の見直しを
お こ な
行います

にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

しょうがいじつうしよし えん りよう ひよう 障害児通所支援を利用したときの費用



しょうがいじつうしよし えん りよう げんそく ひよう わり りようしや ふたん
障害児通所支援を利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します

ただし、しよとく おう じようげんがく き ふたん おも
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています

りようしやふたん じようげんがく 〈利用者負担の上限額〉

くぶん 区分	たいしyou かた 対象となる方	りようしやふたん じようげんがく 利用者負担の上限額 (月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご せたい かた 生活保護世帯の方	りようしやふたん 利用者負担なし
ていしよとく 低所得	しちyouそんみんぜいひ か ぜい せたい かた 市町村民税非課税世帯の方	
いっばん 一般1	しちyouそんみんぜいか ぜい せたい 市町村民税課税世帯のうち、世帯の所得割の合計額が まんえんみ まん かた 28万円未満の方	4,600 ^{えん} 円
いっばん 一般2	しちyouそんみんぜいか ぜい せたい 市町村民税課税世帯のうち、「一般1」に該当しない方	37,200 ^{えん} 円

せたい はんい 「世帯」の範囲について

しんせいしや ほ ご しや そく じゅうみんひようじyou せたい
申請者(保護者)の属する住民票上の世帯

みしyouがくじ りようしやふたながく けいげん 未就学児の利用者負担額の軽減について

じどう ふくすう せたい しよとく おう りようしやふたながく けいげん そ ち たいしyou ばあい
児童が複数いる世帯は、所得に応じて利用者負担額の軽減措置の対象となる場合があります

また、まん さい になって初めての がつ にち さい とし ねんかん ねんしyou ねんちyou ねんちyou りようしやふたん しよとく
また、満3歳になって初めての 4月1日(4歳になる年)から3年間(年少・年中・年長)については、利用者負担は所得
にかかわらず、おしyou
にかかわらず、無償となります



てあて ねんきん 手当・年金

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当		身 療 精 他
がいよう 概要	身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している 保護者に支給する手当です	
たいしょうしゃ 対象者 しょう 障がいの基準及び①～ ③のすべてを満たす方	① 障がい児が児童福祉施設などに入所していない ② 障がい児が障がいを理由とする公的年金を受給していない ③ 所得が一定額以下	
てあてがく 手当額 (令和5年4月現在)	重度の障がい：児童一人につき月額53,700円 中度の障がい：児童一人につき月額35,760円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります	
ひつようしよるい 必要書類	請求者(所得が高い保護者)と対象児童が同居の場合(①～⑤のすべて) ① 障がいに応じた認定診断書 ② 手帳(身体・療育・精神)※所持者のみ ③ 請求者と対象児童の戸籍謄本 ④ 請求者名義の通帳 ⑤ 個人番号	
	別居の場合(上記に加えて) ⑦ 児童の監護事実の申出書	請求者が父母以外の場合(上記に加えて) ⑧ 児童の養育事実の申立書 など
てつづ 手続き	障がいの種類などによって必要な書類が異なりますので、申請前に必ずお問い合わせ してください。申請から約3か月後、県での審査結果を通知します	
しきゅうづき 支給月	4月、8月、11月(原則4か月分まとめて支給) 申請月の翌月から対象となります	
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	



てあて ねんきん 手当・年金

しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当		身療精他
がいよう 概要	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする 在宅の 20 歳未満の方に支給する手当です	
たいしょうしゃ 対象者 しょう きじゅんおよ 障がいの基準及び①～ ③のすべてを満たす方	① 福祉施設等に入所していない ② 障がいを理由とする公的年金を受けていない ③ 所得が一定額以下	
てあてがく 手当額 (令和5年4月現在)	月額15,220円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります	
ひつようしよるい 必要書類	① 障がいに応じた認定診断書 ② 手帳(身体・療育・精神) ※所持者のみ ③ 戸籍謄本 ④ 障がい者本人名義の通帳 ⑤ 個人番号	
てつづ 手続き	障がいの種類などによって必要な書類が異なりますので、申請前に必ずお問い合わせ してください。申請から約1か月後、審査結果を通知します	
しきゅうづき 支給月	2月、5月、8月、11月 (原則3か月分まとめて支給) 申請月の翌月から支給対象となります	
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当		身療精他
がいよう 概要	身体または精神に 著 し く 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の 介護を必要とする在宅の 20 歳以上の方に支給する手当です	
たいしょうしゃ 対象者 しょう きじゅんおよ 障がいの基準及び①～ ③のすべてを満たす方	① 福祉施設等に入所していない ② 病院に継続して3か月を超えて入院していない ③ 所得が一定額以下	
てあてがく 手当額 (令和5年4月現在)	月額27,980円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります	
ひつようしよるい 必要書類	① 障がいに応じた認定診断書 ② 手帳(身体・療育・精神) ※所持者のみ ③ 戸籍謄本 ④ 障がい者本人名義の通帳 ⑤ 個人番号	
てつづ 手続き	請求者が障害年金・遺族年金を受給している場合 ⑦ 年金証書・年金振込通知書等(所得審査の対象期間分)	
しきゅうづき 支給月	2月、5月、8月、11月 (原則3か月分まとめて支給) 申請月の翌月から支給対象となります	
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

てあて ねんきん 手当・年金

じどうふようてあて 児童扶養手当			他	
がいよう 概要	離婚などによるひとり親世帯や保護者に重度の障がいがある世帯、もしくは父母に代わって 児童を養育する保護者等へ支給する手当です			
たいしょうしゃとう 対象者等 (①+②)	①児童を養育している母子家庭または父子家庭、父母以外で児童を養育する養育者であること ②18歳の誕生日の属する月まで(ただし、障がい児については20歳まで)			
てあてがく 手当額	じ どうひとり 児童1人	ぜんぶしきゅう 全部支給	いちぶしきゅう しょうとくどう 一部支給(所得等による)	
		44,140円	10,410円~44,130円	
※児童2人目以降は加算額があります ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります				
てつづ 手続き	支給要件確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください			
しきゅうづき 支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月 (原則2 か月分まとめて支給) 申請の翌月から支給対象となります			
まどぐち 窓口	こども未来課 電話 33-8721			



しょうがい き そ ねんきん 障 害 基 礎 年 金		他
がいよう 概要	びょうき せいかつ しごと せいげん ばあい う と 病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる ねんきん 年金です	
たいしょうしゃ 対象者 障 が い の 基 準 および上段①～③ のすべて または下段①・ ②を満たす方	① に ほ ん こ く な い す 日本国内に住んでいる ② こ く み ん ね ん き ん か に ゆ う き か ん ち ゅ う ま た さい さい あ い だ し ょ し ん び び ょ う き 国民年金加入期間中又は60歳から65歳の間に初診日のある病気やケガがもととなり、 い っ て い し ょ う の こ 一定の障がいが残っている ③ ほ け ん り ょ う の う ふ ょ う け ん み 保険料の納付要件を満たしている	
	つぎ ようけん み ば あ い さい ねんきん しきゅう なお、次の要件を満たした場合には、20歳から年金が支給されます ① に ほ ん こ く な い す 日本国内に住んでいる ② さい ま え し ょ し ん び び ょ う き い っ て い い じ ょ う し ょ う の こ 20歳前に初診日のある病気やケガがもととなり、一定以上の障がいが残っている	
しきゅうがく 支給額	きゅうねんがく えん きゅうねんがく えん れいわ ねん がつげんざい 1級年額993,750円 2級年額795,000円(令和5年3月現在) さいいじょう ほう しきゅうがく こ かさん ※68歳以上の方の支給額は異なります。また、このほか子の加算があります ぶっか ちんぎんへんどうりつ もと ねんきんがく か ばあい ※物価・賃金変動率に基づき、年金額が変わる場合があります	
てつづ 手続き	しきゅうようけん かくにんとう しんせいまい まどぐち と あ 支給要件の確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください	
しきゅうづき 支給月	がつ がつ がつ がつ がつ がつ げんそく げつぶん しきゅう 2月、4月、6月、8月、10月、12月(原則2 か月分まとめて支給) し はら づき じょうじゅん にほんねんきんきこう し はら つうち そうふ 支払い月の上旬に日本年金機構より支払いの通知が送付されます	
まどぐち 窓口	こくほ か でんわ 国保ねんきん課 電話 33-4105	



てあて ねんきん 手当・年金

しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金		他
がいよう 概要	びょうきやけがにより、生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です	
たいしょうしゃ 対象者	①厚生年金加入期間中に初診日のある病気やケガがもととなり、一定の障がいが残っている ②障がいの等級が、1級から3級のいずれかに該当している ③保険料の納付要件を満たしている	
しきゅうがく 支給額	1・2級	ご本人の報酬額を基に算定+配偶者や子の加算
	3級	ご本人の報酬額を基に算定
てつづ 手続き	支給要件の確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください	
まどぐち 窓口	八代年金事務所 電話 35-6123	



くまもとけんしんしんしょう しやふようきょうさいせいど 熊本県心身障がい者扶養共済制度		身 療 精
がいよう 概要	障がい者を扶養する保護者が毎月一定額納付することで、保護者が死亡し、又は重度障がいになったときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給します	
たいしょうしゃ 対象者	①将来独立して自活することが困難な、身体障がい1級～3級・知的障がい・精神障がいの方などを扶養している ②65歳未満である ③特別な疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態である	
かけきん 掛金	一口あたり(原則) 9,300円～23,300円(扶養者の加入時の年齢による)	
しきゅうがく 支給額	一口につき毎月2万円	
ひつようしよるい 必要書類	①障がい者手帳など障がいの種類や程度を証明する書類 ②住民票の写し(申込者・障がい者) ③申込(被保険者)告知書 など	
てつづ 手続き	申請前に窓口にお問い合わせください	
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110	



せいかつふくしきんかしつけじぎょう 生活福祉資金貸付事業		他
がいよう 概要	障がい者世帯などに対して、自立した生活を営むために必要な資金の貸付を行います	
たいしょうしゃ 対象者	障がい者世帯など	
しゅるい 種類	自動車購入、住宅の改造、福祉用具の購入費用など	
てつづ 手続き	支給要件の確認などが必要なため、必ず事前にご相談ください	
まどぐち 窓口	八代市社会福祉協議会 電話 62-8228	



いりようせいど 医療制度

じりつしえんいりようせいど せいしんつういんいりよう 自立支援医療制度(精神通院医療)		精	他
がいよう 概要	せいしんしっかん けいぞくてき つういん いりよう ひつよう かた いりようひ いちぶ こうひ ふたん せいど 精神疾患の継続的な通院による医療が必要な方の医療費の一部を公費で負担する制度です		
たいしょうしゃ 対象者	せいしんしっかん けいぞくてき ちりよう ひつよう かた 精神疾患により継続的な治療が必要な方		
じ こ ふたんがく 自己負担額	いりようひ わり しょとくとう げつ じょうげんがく もう 医療費の1割（所得等により、1 か月あたりの上限額が設けられています） ※25ページ早見表参照		
しょうようきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ けん はっこう じゅきゅうしゃしょう びょういん わた 申請から交付まで約3か月（県が発行する受給者証を病院からお渡しします）		
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ およ かくししょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口		



てつづ 手続きの種類	いけんしよ 意見書 ※1	ほけんしやう 保険証 (写) ※3	じゅきゅうしゃしやう 受給者証 (写)	ひかせい 非課税 ねんきんしよるい 年金書類 (写) ※4	こじんばんごう 個人番号 ※3	※1【意見書】 せいしんつういんいりようよう ようしき してい 精神通院医療用の様式で、指定 いりようきかん はっこう 医療機関発行のもの
しんき 新規	○	○		△	○	※2【更新の意見書】 こうしん いけんしよ 更新2年目のみ意見書が必要
こうしん けいぞく 更新(継続)	△ ※2	○	○	△	○	※3【保険証(写)・個人番号】 しゃかいほけん かた ほんにん 社会保険の方:本人のみ しゃかいほけん いがい かた どういつほけん かた 社会保険以外の方:同一保険の方 ぜんいんぶん 全員分
さいしんせい 再申請 (有効期限切れ)	○	○	○	△	○	※4【非課税年金書類】 しょうがい いぞくねんきん じゅきゅう かた 障害・遺族年金を受給している方 しよとくしん さたいしやうきかんぶん のみ(所得審査対象期間分)
いりようきかんへんこう 医療機関変更			○		○	
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更		△ しめいへんこう 氏名変更のみ	○		○	
ほけん へんこう 保険の変更		○	○	△	○	

じりつしえんいりようせいど こうせいいりよう 自立支援医療制度(更生医療)		身
がいよう 概要	しょう じょきょ けいげん ひつよう いりようひ いちぶ こうひ ふたん せいど 障がい除去・軽減するために必要な医療費の一部を公費で負担する制度です	
たいしょうしゃ 対象者	こうせいいりよう たいしょう しょう きさい しんたいしょうがいしやてちよう も さいいじよう かた 更生医療の対象となる障がいの記載がある身体障害者手帳をお持ちの 18歳以上の方 【該当する医療】人工腎臓透析・心臓手術など	
じ こ ふたんがく 自己負担額	いりようひ わり しょとくとう げつ じょうげんがく もう 医療費の 1割 (所得等により、1 か月あたりの上限額が設けられています) ※25 ページ早見表参照	
しょうようきかん 所要期間	しんせい けつてい やく しゅうかん ゆうそう ほんにんおよ びょういん つうち 申請から決定まで約1週間 (郵送で本人及び病院へ通知します) ※新規申請で身体障害者手帳と同時申請の場合は、手帳の交付が決定して からの通知となるため 3 か月程度かかります	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ およ かくししょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	



いりようせいど 医療制度

てつづ 手続きの種類	しんしやうてちやう 身障手帳 (写)	いけんしよ 意見書 ※1	ほけんしやう 保険証 (写) ※2	ひかぜい 非課税 年金しよるい 年金書類 ※3	とくていしつぺい 特定疾病 じゆりやうしやう 受療証 (写) ※4	こじんばんごう 個人番号 ※2	※1【意見書】 こうせいりやうやう ようしき してい 更生医療用の様式で、指定 いりやうき かんはつこう 医療機関発行のもの ※2【保険証(写)・個人番号】 ほけんしやう うつし こじんばんごう 社会保険の方:本人のみ しゃかいほけん いがい かた どういつほけん 社会保険以外の方:同一保険 かたぜんいんぶん の方全員分 ※3【非課税年金書類】 ひかぜい ねんきんしよるい しょうがい いぞくねんきん じゆきやう 障害・遺族年金を受給している かた しよとくしん さたいしやうきかんぶん 方のみ(所得審査対象期間分) (とくていしつぺいじゆりやうしやう) ※4【特定疾病受療証】 じんこうじんぞうとうせき めんえきちりやう 人工腎臓透析および免疫治療 かた の方のみ
しんき 新規	○	○	○	△	△	○	
こうしん さいにんてい 更新(再認定)	○	○	○	△	△	○	
さいしんせい 再申請 (有効期限切れ)	○	○	○	△	△	○	
いりやうき かんへんこう 医療機関変更	○	○				○	
しめい きよじやうち へんこう 氏名・居住地の変更			△ しめいへんこう 氏名変更のみ			○	
ほけん へんこう 保険の変更			○	△	△	○	

じりつしえんいりようせいど いくせいりやう 自立支援医療制度(育成医療)							他
がいやう 概要	しょう じよきよ けいげん かくじつ こうか きたい ちりやう ひつやう いりやうひ いちぶ 障がい除去・軽減する確実な効果が期待できる治療のために必要な医療費の一部を こうひ ふたん せいど 公費で負担する制度です						
たいしやうしゃ 対象者	いくせいりやう たいしやう ちりやう う ひつやう さいみまん かた 育成医療の対象となる治療を受ける必要のある18歳未満の方 がいとう いりやう こうがいれつ しんぞうきのうしやう 【該当する医療】口蓋裂、心臓機能障がいなど						
じ こ ふたんがく 自己負担額	いりやうひ わり しよとくとう げつ じやうげんがく もう 医療費の1割(所得等により、1か月あたりの上限額が設けられています) ※25 ページ早見表参照						
しやうきかん 所要期間	しんせい けつてい やく げつ ゆうそう ほんにんおよ びやういん つうち 申請から決定まで約1か月(郵送で本人及び病院へ通知します)						
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ およ かくししやう ぶくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口						

てつづ 手続きの種類	いけんしよ 意見書 ※1	ほけんしやう 保険証 (写)※2	こじんばんごう 個人番号 ※2	※1【意見書】 いくせいりやうやう ようしき していりやうき かんはつこう 育成医療用の様式で、指定医療機関発行の もの ※2【保険証(写)・個人番号】 ほけんしやう うつし こじんばんごう 社会保険の方:本人のみ しゃかいほけん かた ほんにん 社会保険以外の方:同一保険の方全員分 しゃかいほけん いがい かた どういつほけん かたぜんいんぶん
しんき 新規	○	○	○	
こうしん さいにんてい 更新(再認定)	○	○	○	
いりやうき かんへんこう 医療機関変更	○		○	
しめい きよじやうち へんこう 氏名・居住地の変更		△ しめいへんこう 氏名変更のみ	○	
ほけん へんこう 保険の変更		○	○	

いりようせいど 医療制度

～自立支援医療の自己負担早見表～

		せいしんつういんいりよう 精神通院医療	こうせいいりよう 更生医療	いくせいいりよう 育成医療	じゅうど けいぞく 重度かつ継続
しちょうそんみんぜい 市町村民税	えんいじょう 235,000円以上	たいしょうがい 対象外			えん 20,000円
	えんいじょう 33,000円以上	せいしんつういん ほとんど 精神通院の殆どは じゅうど けいぞく 重度かつ継続			えん 10,000円
	えんみまん 33,000円未満				えん 5,000円
しちょうそんみんぜい 市町村民税 ひ かせい 非課税	ほんにんしゅうにゅう えんいじょう 本人収入800,001円以上 (障害・遺族年金等を含む)	えん 5,000円			
	ほんにんしゅうにゅう えん い か 本人収入800,000円以下 (障害・遺族年金等を含む)	えん 2,500円			
せいかつ ほご 生活保護		えん 0円			

じゅうどしんしんしょう しやいりようひじよせい 重度心身障がい者医療費助成

身 療 精

がいよう 概要	おも しょう も かた いりようきかん しばら ほけんしんりょうぶんいりようひ じ こふたんぶん 重い障がいを持つ方が、医療機関で支払った保険診療分医療費の自己負担分の いちぶ じよせい せいど 一部を助成する制度です		
たいしょうしゃ 対象者 ①～③のすべてを満 たす方	①まん さいいじょう しんたいしょうがいしやてちよう きゅう りょういくてちようえー えー せいしんしょうがいしやほけん ふくし 満3歳以上で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉 てちよう きゅう も かた 手帳1級のいずれかをお持ちの方 など ②いりようほけん ひ ほけんしや ひ ふようしや 医療保険の被保険者または被扶養者であること ③しよとくがく いっていがくいじょう がいとう きかん しきゅうていし 所得額が一定額以上ではないこと（該当する期間は支給停止となります）		
じよせいたいしょうがい 助成対象外	①にゅういん じ しよくじだい さ がく だい けんこうほけん てきよう 入院時の食事代や差額ベッド代など健康保険が適用されないもの ②していなんびよう かか じ こふたんぶん ③こうがくりようようひ しきゅう ひよう 指定難病に係る自己負担分 ③高額療養費として支給される費用 など		
じ こふたんがく 自己負担額 (病院代+薬局代)	にゅういん えん つき 入院:2,040円/月 つういん えん つき 通院:1,020円/月		
まどぐち 窓口	しょう しやしえんか でんわ 障がい者支援課 電話 33-5110 およ かくしししょう ふくしたんどうまどぐち 及び 各支所障がい福祉担当窓口		



てつづ 手続きの種類	てちよう 手帳	つうちよう 通帳	ほけんしょう 保険証	こじん 個人 ばんごう 番号	じゅきゅう 受給 しやしやう 者証	こうしん さい つうちよう ※1【更新の際の通帳】 こうざへんこう ばあい ひつよう 口座変更の場合のみ必要
しん き 新規	○	○ ほんにんめいぎ 本人名義	○	○		※2【保険の変更】 しゃかいほけん へんこう かた 社会保険に変更された方のみ つぎ かた てつづ ふよう し ほけんへんこうご 次の方は手続き不要(市から保険変更後 じゅきゅうしやしやう じたく ゆうそう の受給者証をご自宅に郵送します)
こうしん 更新	○	△※1 ほんにんめいぎ 本人名義	○	○		●社会保険→国民健康保険 こくみんけんこうほけん こうきこうれいしや ●国民健康保険→後期高齢者 しゃかいほけん こうきこうれいしや ●社会保険→後期高齢者
じゅうしょ へんこう 住所の変更				○	○	
ほけん へんこう 保険の変更※2			△	○	○	
しばう 死亡		○ そうぞくにもぬいぎ 相続人名義			○	

いりようせいど 医療制度

していなんびよう いりようひじよせい 指定難病の医療費助成		難
たいしやう 対象	していなんびよう かん いってい きじゆん み かた 指定難病に罹患しており、一定の基準を満たす方	
ひつようしやうい 必要書類	りんしやうちやうさこじんひやう じゆうみんひやう けんこうほけんしやう こじんばんごう など 事前にお問い合わせください	
しやうきかん 所要期間	しんせい こうふけってい げつていど 申請から交付決定まで2～3か月程度	
まどぐち 窓口	くまもとけんやつしろほけんじよ でんわ 熊本県八代保健所 電話 33-3229	

しやうにまんせいとくていしっぺい いりようひじよせい 小児慢性特定疾病の医療費助成		難
たいしやう 対象	しやうにまんせいとくていしっぺい かん しやうじやう こうせいろどうだいじん さだ てい ど さいみまん かた 小児慢性特定疾病に罹患し、その症状が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の方など	
ひつようしやうい 必要書類	いりよういけんしよ けんこうほけんしやう こじんばんごう など 事前にお問い合わせください	
しやうきかん 所要期間	しんせい こうふけってい げつていど 申請から交付決定まで2～3か月程度	
まどぐち 窓口	くまもとけんやつしろほけんじよ でんわ 熊本県八代保健所 電話 33-3229	



その他の助成

じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じよせい 自動車運転免許取得費の助成		身療精
概要	就労等社会活動への参加のために免許を取得する方へ費用の一部を助成します	
対象者	障害者手帳を持っている方で、運転免許を取得しようとする方	
助成できない場合 ①～④のひとつでも該当すれば対象外	①自動車の運転を禁止されている ②本人の所得が基準を超えている(収入の目安 642万円/年) ③本人に市税の滞納がある ④自動車教習所に入校している	
助成額	上限10万円(免許取得費用の2/3を限度)※助成枠に限りがあります	
申請期限	8月末日まで	
申請書類	障がい者手帳、自動車運転適正相談による適正証書(身・精の方は必須) ※必ず申請前に窓口へお問い合わせください	
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110及び 各支所障がい福祉担当窓口	

じどうしゃかいぞうひ じよせい 自動車改造費の助成		身
概要	就労等社会活動への参加のために自動車の操向装置等を改造する必要がある方へ費用の一部を助成します	
対象者	上肢・下肢・体幹障がいのいずれかが1・2級の方	
助成できない場合 ①～③のひとつでも該当すれば対象外	①過去5年間にこの助成を受けている ②本人の所得が基準を超えている(収入の目安 642万円/年) ③本人に市税の滞納がある	
助成額	上限10万円 ※助成枠に限りがあります	
申請書類	障がい者手帳、車検証写し、改造経費の見積書、改造前の写真 ※必ず申請前に窓口へお問い合わせください	
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

きんきゅうつうほうそうち 緊急通報装置のレンタル		身療精他
概要	ボタンを押すと緊急通報センターにつながる通報装置を貸し出します	
対象者	重度障がい者のみの世帯の方、65歳以上の一人暮らしの方等	
費用	生活保護世帯:無料 それ以外の方:225円/月 ※取り付けのための初期費用は自己負担となります	
窓口	65歳未満 障がい者支援課 電話 33-5110	
	65歳以上 高齢者支援課 電話 33-4436	

その他の助成

ざいたく かた じゅうたくかいぞうけいひ じよせい 在宅の方への住宅改造経費の助成		身 療
がいよう 概要	じりつ そくしん かいごしゃ ふたんけいげん とりつけとう じゅうたくかいぞうけいひ じよせい 自立の促進や介護者の負担軽減のため、スロープ取付等の住宅改造経費を助成します	
たいしょうしゃ 対象者 ①～④のすべてを み かた 満たす方	がっ にちげんざい ざいたく さいみまん じよせい う かた ①4月1日現在、在宅かつ65歳未満で、これまで助成を受けたことがない方 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう りょういくてちょうえー えー かた ②身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2の方 ねんいじょうし ない きよじゅう しぜいおよ かいごほけんりょう たいのう かた ③2年以上市内に居住しており、市税及び介護保険料の滞納がない方 ぜんねん しょとくぜいかぜいねんがく まんえん い か せたい ぞく かた ④前年の所得税課税年額が7万円以下の世帯に属する方	
じよせいがく 助成額	しちようそんみんぜいひ かぜいせたい ・市町村民税非課税世帯:700,000円 しちようそんみんぜいかぜいせたい しょとくぜいかぜいねんがく まんえん い か えん ・市町村民税課税世帯(所得税課税年額7万円以下):466,000円 じよせいわく かぎ ※助成枠に限りがあります	
しんせいしるい 申請書類	かいぞうひようみつもしよ かいぞうまえ しゃしん じよせいかのう かなら じぜん そうだん 改造費用見積書、改造前の写真(助成可能か、必ず事前にご相談ください)	
しよようきかん 所要期間	しんせい こうふけってい やく げつ 申請から交付決定まで約2か月	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か てんわ 障がい者支援課 電話 33-5110	



ふくしょうぐ 福祉用具

にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

身 難 精 療

がいよう 概要	にちじょうせいかつ りべん はか ひつよう ようぐ きゅうふ おも ようぐ らん 日常生活の利便を図るために必要な用具を給付します(主な用具一覧は 30 ページ)	
たいしょうしゃ 対象者	しょう てちょう も かた 障がい者手帳を持っている方 なんびょうかんじやとう し さだ ようけん み かた 難病患者等で市が定める要件を満たす方	
きゅうふ 給付できな い場合	①市町村民税所得割46万円以上 ②購入後の申請 ③介護保険等による給付を受けられる ④原則として耐用年数を超えていない ⑤日常生活用具の修理	
じ こ ふたん 自己負担	市町村民税課税世帯:費用の1割(上限37,200円) 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯:0円 ※用具の基準額を超える場合は超えた分も自己負担	
しょうきかん 所要期間	ストマ装具、紙おむつなど・申請日から交付決定まで約10日 特殊寝台など確認が必要なもの・申請日から交付決定まで約1か月	
きゅうふけってい び 給付決定日	毎月1日、11日、21日(土・日祝日の場合は翌開庁日)	
ていしゅつぎげん 提出期限	給付決定日の3日前(土・日祝日及び年末年始の休日を除く)	
しんせいしよるい 申請書類	希望する用具と合致する 手帳がある方 例) 視覚障がい→点字器	障がい者手帳、見積書、個人番号、カタログ(ストマ装具・紙おむつ以外)
	難病患者等	医師意見書、見積書、個人番号、カタログ(ストマ装具・紙おむつ以外)、指定難病医療受給者証 など
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	

福祉用具

おも にちじょうせいかつようぐ いちらん なんびょうかんじやとう ばあい しょうじょう たいしょうしゅもく こと くわ と あ
主な日常生活用具一覧 ※難病患者等の場合、症状によって対象種目が異なりますので、詳しくはお問い合わせください

しょうがい名	ようぐめい 用具名	たいしょうしや 対象者	きじゅんがく 基準額
ないぶ 内部	そうぐ ストマ装具 ふぞくひん ふく (付属品を含む)	じんこうこうもんまた じんこうぼうこうぞうせつ 人工肛門又は人工膀胱造設をしているぼうこう又 は直腸機能障がい者(児)及びぼうこう又は直腸 機能に障がいのある難病患者等	しょうかきけい 消化器系 8,858円/月 にょうろけい 尿路系 11,639円/月
	かみ どう 紙おむつ等	ストマの 著しい変形等によりストマ装具の使用が 困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは 排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がい かつ意思表示困難者	12,000円/月
しかく 視覚	しかくしょう しゃようかくだい 視覚障がい者用拡大 どくしょき 読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者(児)であっ て、本装置により文字等を読むことが可能になる 者。ただし、原則として学齢児以上の者	198,000円
	もうじんようたいじゅうけい おんせいしき 盲人用体重計(音声式)	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、 盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、 原則として学齢児以上の者	18,000円
	もうじんようたいおんけい おんせいしき 盲人用体温計(音声式)		9,000円
ちょうかく 聴覚	じんこうないじょうでんち 人工内耳用電池	じんこうないじ そうよう 人工内耳を装用している聴覚障がい者(児)	ボタン式 2,000円/月 じゅうでんしき 充電式 17,600円/年
ちょうかく 聴覚または おんせいげんご 音声言語	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上 の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただ し、電話によるコミュニケーション等が困難な聴覚障が い者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	71,000円
かし 下肢または たいかん なんびょう 体幹(難病)	にゅうよくほじょうようぐ 入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい 者(児)(ただし、原則として3歳以上の者)で入浴 に介助を必要とする者及び入浴に介助を必要とす る難病患者等	90,000円
へいこう 平衡または かし 下肢もしくは たいかん なんびょう 体幹(難病)	ほこうしえんようぐ 歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを 有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等に おいて介助を必要とする者及び下肢機能に障が いのある難病患者等	60,000円
かし 下肢または たいかん なんびょう 体幹(難病)	どくしゅしんだい 特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい 者(児)及び寝たきりの状態にある難病患者等	154,000円
へいこう 平衡または かし 下肢もしくは たいかん 体幹 など	とうぶほごぼう 頭部保護帽(スポンジ、 かわおよ しゅ 革及びプラスチックを主 ざいりよう 材料としているもの)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを 有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れ のある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度 の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、て んかんの発作等により頻繁に転倒する者	36,750円

ふくしょうぐ 福祉用具

ほ そう ぐ 補装具

身 難

がいよう 概要	からだ ふじゆう おぎな そうぐ こうにゆうひ しゅうりひ じよせい 体の不自由なところを補うための装具の購入費または修理費を助成します
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいでちよう も かた なんびょうかんじゃ 身体障害者手帳を持っている方、難病患者など
じよせい 助成できな ばあい い場合 ①～④のひと つても該当す れば対象外	しちようそんみんぜいしよとくわり まんえんいじよう ①市町村民税所得割46万円以上 こうにゆうご しゅうりご しんせい ②購入後または修理後の申請 かいごほけんとう きゅうふ う ③介護保険等による給付を受けられる こうにゆう げんそく たいようねんすう こ ④購入にあたり、原則として耐用年数を超えていない
じ こ ふたん 自己負担	しちようそんみんぜいかぜいせたい ひよう わり えん じようげん 市町村民税課税世帯：費用の1割(37,200円が上限) せいかつ ほ ご せたいおよ しちようそんみんぜいひ かぜいせたい えん 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯：0円 ほ そうぐ きじゆんがく こ ばあい こ ぶん じ こ ふたん ※補装具の基準額を超える場合は超えた分も自己負担
しやうようきかん 所要期間	こうにゆう しんせい こうふけいてい やく げつ けん しんさ 購入・申請から交付決定まで約2か月(県の審査があります) しゅうり しんせい こうふけいてい やく にち けん しんさ ひつよう ばあい やく げつ 修理・申請から交付決定まで約15日(県の審査が必要な場合は約2か月)
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ 33-5110 かくししょう ふうしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口

てつづ 手続きの種類	てちよう 手帳 ※1	みつもりしよ 見積書 カタログ	いけんしよ 意見書 ※2	こじんばんごう 個人番号	てちよう なんびょうかんじゃとう ※1【手帳がない難病患者等】 していなんびょういりようじゆきゆうしやしょう 指定難病医療受給者証 いけんしよ ※2【意見書】 しよてい しんだんしよ し やくしよまどぐち けん 所定の診断書(市役所窓口・県のホームペー ジにあります)で県の指定医師が作成したもの
こうにゆう 購入	○	○	○	○	
しゅうり 修理	○	△ ふよう カタログ不要		○	

しょうがい しゆるい 障害の種類	おも ほ そう ぐ 主な補装具
したいふじゆう 肢体不自由	くるまいす ざい ほ じ そうち そうぐ ほこうき ほこうほじよ ぎしゅ ぎそく 車椅子、座位保持装置、装具、歩行器、歩行補助つえ、義手、義足
ちやうかく 聴覚	ほちようき 補聴器
しかく 視覚	めがね もうじんあんぜんつえ はくじよう 眼鏡、盲人安全杖(白杖)
したいふじゆう おんせい げんごしやう 肢体不自由及び音声・言語障がい	い し でんたつそうち 意思伝達装置



けいど ちゅうていど ちょうかくしょう じ ほちょうき こうにゆうひ じよせい 軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費の助成		他
がいよう 概要	しんたいしょうがいしゃてちょう こうふたいしょう けいど ちゅうていど ちょうかくしょう じ ほちょうき こうにゆうひ じよ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費用 いちぶ じよせい の一部を助成します	
たいしょうしゃ 対象者 (①+②)	りょうみみ ちょうりよく でしべるいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう こうふたいしょう かた ①両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 さいみまん ほちょうき そうよう げんご しゅうとくどういってい こうか きたい いし はんたん かた ②18歳未満で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方	
じよせいがく 助成額	たいしょうほちょうき きじゅんがく はんいなし ほちょうきこうにゆうひ ぶん げんど じよせい 対象補聴器の基準額の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成	
ひつようしるい 必要書類	みつもりしよ いし いけんしよ こうにゆう ほちょうき せいのおひょう こじんばんごう 見積書、医師の意見書、購入する補聴器のカタログ・性能表、個人番号	
しよようきかん 所要期間	しんせい じよせいけってい やく しゅうかん 申請から助成決定まで約2週間	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか でんわ かくししよしょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	



ざいたく しょうにまんせいとくていしっぺい かた ようぐひ じよせい 在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成		難
がいよう 概要	ざいたく しょうにまんせいとくていしっぺい かた にちじょうせいかつ りべん はか ひつよう ようぐこうにゆうひ いちぶ 在宅の小児慢性特定疾病の方へ、日常生活の利便を図るために必要な用具購入費の一部を じよせい 助成します	
たいしょうしゃ 対象者 (①+②)	しょうにまんせいとくていしっぺいりょうじゅきゅうしゃしやう も かた ①小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ざいたく さいみまん かた ②在宅の18歳未満の方 など	
じよせいがく 助成額	しちようそんみんぜいか ぜいせたい かくようぐ きじゅんがく かぜいがく いちぶふたん 市町村民税課税世帯：各用具の基準額について、課税額により一部負担 じょうきがい せたい きじゅんがく か ぜんがくじよせい 上記以外の世帯：基準額以下を全額助成	
ひつようしるい 必要書類	みつもりしよ しょうにまんせいとくていしっぺいりょうじゅきゅうしゃしやう こじんばんごう 見積書、カタログ、小児慢性特定疾病医療受給者証、個人番号 など	
しよようきかん 所要期間	しんせい じよせいけってい やく か 申請から助成決定まで約10日	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか でんわ かくししよしょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	

ぜい げんめんせいど 税の減免制度

しよとくぜい　じゅうみんぜい　しょうがいしゃこうじよ 所得税・住民税の障害者控除		身　療　精	
がいよう 概要		ほんにん　ぜいほうじょう　ふ　ようしんぞく　しょう　しゃ　ばあい　しょうがいしゃこうじよ　ぜい　けいげん 本人、税法上の扶養親族が障がい者である場合、障害者控除により税が軽減されます	
たいしょうしゃ 対象者		ほんにん　どういつせいけいはいぐうしゃまた　ぜいほうじょう　ふ　ようしんぞく　しょう　しゃ 本人、同一生計配偶者又は税法上の扶養親族が障がい者	
くぶん 区分	障害者 しょうがいしゃ	しんたいしょうがいしゃてちょう　きゅう 身体障害者手帳3～6級 りょういくてちょうびー　びー 療育手帳BⅠ・B2 せいしんしょうがいしゃほけん　ふくしてちょう　きゅう 精神障害者保健福祉手帳2・3級　など	しよとくこうじよ　まんえん 所得控除　27万円 し　けんみんぜいこうじよ　まんえん 市県民税控除　26万円
	特別障害者 とくべつしょうがいしゃ	しんたいしょうがいしゃてちょう　きゅう 身体障害者手帳Ⅰ・2級 りょういくてちょうえー　えー 療育手帳AⅠ・A2 せいしんしょうがいしゃほけん　ふくしてちょう　きゅう 精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級　など	しよとくこうじよ　まんえん 所得控除　40～75万円 し　けんみんぜいこうじよ　まんえん 市県民税控除　30～53万円
てつづきさき 手続先		きぎょう　きんむ　かた　きんむさき　ねんまつちようせい　しんこく　がつ 企業などに勤務する方・・・勤務先での年末調整（または申告）11～12月 じょうきいがい　かた　ぜいむしょ　かくていしんこく　し　し　けんみんぜいしんこく　がつ 上記以外の方・・・税務署への確定申告、または市への市県民税申告　2～3月	
ひつようしるい 必要書類		しょう　しゃてちょう　か 障がい者手帳（コピー可）	
びこう 備考		てちょう　こうふ　こうじよ　たいしょう　ばあい 手帳が交付されていなくても控除の対象となる場合があります くわ　と　あ 詳しくはお問い合わせください	
といあわ 問合せ		しみんぜいか　でんわ　やつしろぜいむしょ　でんわ 市民税課　電話　33-4107　八代税務署　電話　32-3141	



そうぞくぜい　しょうがいしゃこうじよ 相続税の障害者控除		身　療　精	
がいよう 概要		そうぞくにん　さいみまん　しょう　しゃ　ばあい　そうぞくぜいがく　しょうがいしゃこうじよ　さ　ひ 相続人が85歳未満で障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができ ます	
くぶん 区分	しょうがいしゃ 障害者	しんたいしょうがいしゃてちょう　きゅう 身体障害者手帳3～6級 りょういくてちょうびー　　びー 療育手帳B1・B2 せいしんしょうがいしゃほけん　ふくしてちょう　きゅう 精神障害者保健福祉手帳2・3級　　など	さい　たつ　ねんすう　まんえん 85歳に達するまでの年数×10万円
	とくべつしょうがいしゃ 特別障害者	しんたいしょうがいしゃてちょう　きゅう 身体障害者手帳1・2級 りょういくてちょうえー　　えー 療育手帳A1・A2 せいしんしょうがいしゃほけん　ふくしてちょう　きゅう 精神障害者保健福祉手帳1級　　など	さい　たつ　ねんすう　まんえん 85歳に達するまでの年数×20万円
ひつようしよるい 必要書類		しょう　しゃてちょう　か 障がい者手帳(コピー可)	
びこう 備考		てちょう　こうふ　こうじよ　たいしやう　　ばあい 手帳が交付されていなくても控除の対象となる場合があります くわ　　と　　あ 詳しくはお問い合わせください	
といあわ 問合せ		やつしろぜいむしよ　でんわ 八代税務署　電話　32-3141	



ぜい げんめん せい ど 税の減免制度

けいじどうしゃぜい げんめん 軽自動車税の減免

身 療 精

がいよう 概要

個別の障がいの等級により、軽自動車税種別割の減免があります
※軽自動車税環境性能割の減免については、熊本県にお問合せください

きじゆん び 基準日

4月1日現在、手帳をお持ちで減免要件(区分)を満たしている必要があります
手帳交付日が4月2日以降の場合は、翌年度の申請となります

たいしょうしゃ 対象者

・障がい者本人等が所有する車両の軽自動車税種別割
・構造が身体障がい者などの人専用となっている車両の軽自動車税種別割

くぶん 区分

身体	視覚	1～3級、4級の1		
	聴覚	2・3級		
	平衡	3級		
	音声	3級(条件あり)		
	内部	1～3級		
	肢体	上肢	1級、2級の1・2	
		下肢	1～6級(条件あり)	
		体幹	1～3級、5級(条件あり)	
		その他	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(条件あり)	
療育	A1・A2			
精神	1級			

障がい種別		車両の所有者	
		本人	同一 生計者
身体	18歳 未満	○	○
	18歳 以上	○	
療育A1・A2		○	○
精神1級		○	○

だいすせいげん 台数制限

減免対象となるのは障がい者1人につき1台限り

ひつようしるい 必要書類

障がい者手帳、車検証、運転免許証、個人番号

しんせいきげん 申請期限

4月1日から納期限の7日前まで(毎年申請が必要)

といあわ 問合せ

軽自動車税種別割

市民税課 電話 33-4107



軽自動車税環境性能割

熊本県自動車税事務所 電話 096-368-4020
熊本県県南広域本部課税課 電話 33-3180
◆熊本県HP
『自動車税(種別割・環境性能割)の減免についてのご案内』



ぜい げんめんせいど 税の減免制度

ふつうじどうしゃぜい げんめん 普通自動車税の減免		身療精	
がいよう 概要	こべつ しょう どうきゆうどう ふつうじどうしゃ じどうしゃぜいしゅべつわり じどうしゃぜいかんきょうせいのうわり げんめん 個別の障がいの等級等により、普通自動車の自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免 があります		
といあわ 問合せ	じどうしゃぜいしゅべつわり 自動車税種別割 じどうしゃぜいかんきょうせいのうわり 自動車税環境性能割	くまもとけんじどうしゃぜいじむしょ だんわ 熊本県自動車税事務所 電話 096-368-4020 くまもとけんけんなんこういきほんぶかぜいか だんわ 熊本県県南広域本部課税課 電話 33-3180 くまもとけん ◆熊本県ホームページ	
		じどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいのうわり げんめん あんない 『自動車税(種別割・環境性能割)の減免についてのご案内』	

しょうがくちやくひかぜいせいどゆう 少額貯蓄の非課税制度(マル優)		身療精	
がいよう 概要	よちよきんいっていゆうかしやうけんがんぼんごうけいぐくまんえんりしひかぜい 預貯金や一定の有価証券などの元本の合計額が350万円までの利子が非課税になります		
たいしやうしゃ 対象者	しょうしゃてちやうもかたどう 障がい者手帳をお持ちの方等		
まどぐち 窓口	かくきんゆうきかんまどぐち 各金融機関窓口		



りやうきん わりびきせいど とう 料金の割引制度やサービス等

えぬえいちけいほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免		身療精	
くぶん 区分	ぜんがくめんじょ 全額免除 (①かつ②)	①障がい者手帳をお持ちの方が世帯構成員 ②世帯全員が市町村民税非課税	
	はんがくめんじょ 半額免除 (①または②)	①視覚・聴覚障がい者が住民票上の世帯主かつ受信契約者 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳をお持ちの方が住民票上の世帯主かつ受信契約者	
ひつようしよるい 必要書類	障がい者手帳と印鑑		
ちゅうい 注意	申請書(郵送で提出)がNHKに到着した月から割引開始		
といあわ 問合せ	NHK視聴者コールセンター 電話 0570-077-077		
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口		



りょうきん わりびきせ い ど 料金の割引制度やサービス等

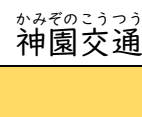
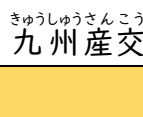
ゆうりょう どう ろつうこうりょう わりびき わりびき 有料道路通行料の割引(5割引)

身 療

たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしやてちょう だい 1 しゅ 身体障害者手帳(第1種)		かいごしや うんてん しょう しや どうじょう じどうしや 介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車
	りょういくてちょう えー えー 療育手帳(A1・A2)		
	しんたいしょうがいしやてちょう 身体障害者手帳		しょう しやほんにん うんてん じどうしや 障がい者本人が運転する自動車
しょうしや 所有者	しょう しやほんにん はいぐうしや こ まご きょうだいしまい どうきょ しんぞくなど いちぶれいがいあり 障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等(一部例外有り)		
ひつようしよるい 必要書類	いーてーしー ETC なし	くるまどうろく 車登録なし ①と③	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証(※電子車検証) ③免許証(障がい者本人が運転する場合のみ) ④ETCカード(本人名義・18歳未満の場合は保護者名義で可) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの (セットアップ証明書等) ※電子車検証をお持ちの方は②車検証の代わりに 「電子車検証の原本」「自動車検査証記録事項」 「車検証閲覧アプリが入った電子機器」が必要
		くるまどうろく 車登録あり ①～③	
	いーてーしー ETCあり ①～⑤ (オンライン申請可)		
	でんししゃけんしょう 電子車検証 (令和5年1月4日より)		
ちゅうい 注意	えいぎょうようじどうしや たいしょうがい ・トラックや営業用自動車は対象外となります		でんししゃけんしょう 電子車検証
	いーてーしーりょう ばあい つうかじ つうじょうりょうきん ひょうじ せいぎゅう わりびき ・ETC利用の場合、レーン通過時に通常料金が表示されますが、請求は割引 ご かく 後の額になります		
	でんししゃけんしょうはっこう さい じどうしゃけんさしやうきろくじこう いっしょ はっこう ・電子車検証発行の際に自動車検査証記録事項と一緒に発行されます いーてーしー りょう どうろく しやりょう だい ・ETCの利用は登録された車両1台のみです		
でんししゃ けんしょう 検証	こくどうつうしょう でんししゃけんしょうとくせつ みぎうえにじげん 国土交通省 電子車検証特設サイト(右上二次元コード)		
といあわ 問合せ	ねくすこ にしにほん でんわ NEXCO西日本 電話 045-477-1233		
まどぐち 窓口	しょう しやしえんか でんわ かくししやう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口		

りょうきん わりびき せ い ど とう 料金の割引制度やサービス等

うんちん わりびき わりびき タクシー運賃の割引(1割引)		身	療
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう かた 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方		
てつづ 手続き	しょう しゃてちょう しゃない ていじ わりびき ばあい じぜん かくにん 障がい者手帳を車内で提示 ※割引がない場合があるため、事前にご確認ください		
といあわ 問合せ	かく がいしゃ 各タクシー会社		

うんちん わりびき わりびき バス運賃の割引(5割引)		身 療 精	
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅ も かた 身体障害者手帳第1種をお持ちの方		
	りょういくてちょう も かた 療育手帳をお持ちの方		
てつづ 手続き	しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅ も かた 身体障害者手帳第2種をお持ちの方		
	せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も かた 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		
てつづ 手続き	しょう しゃてちょう じょうしやりょうきんし はら まどぐち しゃない ていじ 障がい者手帳を乗車料金支払い窓口、または車内で提示	かみぞのこうつう 神園交通	きゅうしゅうさんこう 九州産交
といあわ 問合せ	かく がいしゃ 各バス会社		

こうくううんちん わりびき こうくうかくしゃ せってい わりびきりつ 航空運賃の割引(航空各社が設定する割引率)		身	療	精
たいしょうしゃ 対象者	しょう しゃてちょう も かたおよ かいごしゃ めい わりびきたいしょう かくこうくうがいしゃ せってい 障がい者手帳をお持ちの方及び介護者1名(割引対象は各航空会社で設定)			
といあわ 問合せ	こうくうかくしゃ 航空各社			

じえいあーるきゅうしゅううんちん J R 九州運賃の割引(5割引)			身療	
くぶん 区分	しゅべつ 種別	たいしょうしゃ 対象者	じょうしやくせんしゅべつ 乗車券種別	
	だい しゅ 第1種	てちょう も かたたんどく かたみち きろいじょう くかん 手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を りょう 利用される方	ふつうじょうしやくせん 普通乗車券	
		てちょう も かたおよ どうはん かいごしゃ めい 手帳をお持ちの方及び同伴の介護者1名 (片道101km未満の区間も割引可)	ふつうじょうしやくせん 普通乗車券 ふつうかいすうじょうしやくせん 普通回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしやくせん 定期乗車券	
	だい しゅ 第2種	てちょう も かたたんどく かたみち きろいじょう くかん 手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を りょう 利用される方	ふつうじょうしやくせん 普通乗車券	
		てちょう も さいみまん かたおよ どうはん かいごしゃ めい 手帳をお持ちの12歳未満の方及び同伴の介護者1名	ていきじょうしやくせん 定期乗車券	
てつづ 手続き	じょうしやくせんこうにゅうじ てちょう ていじ じょうしやく じ てちょうけいこう 乗車券購入時に手帳の提示(乗車時手帳携行)			
といあわ 問合せ	じえいあーるかうえき J R 各駅			

りょうきん わりびきせ いど 料金の割引制度やサービス等

ひ さつ てつどう うんちんわりびき わりびき 肥薩おれんじ鉄道の運賃割引(5割引)

身 療 精

くぶん 区分	しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第1種 りょういくてちょう えー えー 療育手帳 A1・A2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 精神障害者保健福祉手帳1級	てちょう おも ち かたたんどく かたみち きろいじょう くかん りょう 手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を利用 される方 てちょう も かたおよ どうはん かいごしゃ めい 手帳をお持ちの方及び同伴の介護者1名 (片道101km未満の区間も割引可)
	しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第2種 りょういくてちょう びー びー 療育手帳 B1・B2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 精神障害者保健福祉手帳2・3級	てちょう も かたたんどく かたみち きろいじょう くかん りょう 手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を利用 される方
てつづ 手続き	じょうしゃけんこうにゆう じ てちょう てい じ じょうしゃ じ てちょうけいこう 乗車券購入時に手帳の提示(乗車時手帳携行)	
ちゅうい 注意	せいしんしょう しゃわりびき じえいあーる ばあい たいしょうがい 精神障がい者割引は J R をまたがる場合、対象外になります	
といあわ 問合せ	ひ さつ てつどうまどぐち でんわ 肥薩おれんじ鉄道窓口 電話 32-5678	



けいたいでんわ わりびき かくしゃ せってい わりびきりつ 携帯電話の割引(各社が設定する割引率)

身 療 精

たいしょうしゃ 対象者	わりびきたいしょう ないよう かくしゃ きじゅん 割引対象・内容は各社の基準によります
といあわ 問合せ	かくけいたいでんわがいしゃ 各携帯電話会社

えい がかんしょうりょう わりびき かくかん せってい わりびきりつ 映画鑑賞料の割引(各館が設定する割引率)

身 療 精

てつづ 手続き	かんしょうけんこうにゆう じ しょう しゃてちょう てい じ 鑑賞券購入時に障がい者手帳を提示
といあわ 問合せ	かくえい がかん 各映画館

やつしろしりつしせつ しょうりょう げんめん 八代市立施設の使用料の減免

身 療 精

たいしょうしせつ 対象施設	やつしろしりつはくぶつかん そうごうたいいくかん まつ かん せんちやうけんこうおんせん 八代市立博物館、総合体育館、お祭りでんでん館、千丁健康温泉センター、 ひ な く おんせん ゆ とうようこうりゅう ゆめ 日奈久温泉センターばんぺい湯、東陽交流センターせせらぎ 夢あかり など
ちゅうい 注意	げんめん たいしょう か ひ たいしょうしせつ こと ちやくせつ と あ 減免の対象や可否については対象施設ごとに異なるため、直接お問い合わせください

あお とりゆうびんはがき むしょうはいふ 青い鳥郵便葉書の無償配布

身 療

がいよう 概要	ねん かい まい むしょうはいふ 年に1回、ひとり20枚までを無償配布します
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう または りょういくてちょう えー えー も かた 身体障害者手帳1・2級 または 療育手帳 A1・A2をお持ちの方
しんせいきかん 申請期間	まいとし がつ にち がつ 毎年4月1日～5月31日
ひつようしるい 必要書類	しょう しゃてちょう しょうてい しんせいしよ 障がい者手帳、所定の申請書
まどぐち 窓口	も よ ゆうびんきょくまどぐち ゆうそう しんせい 最寄りの郵便局窓口もしくは郵送で申請
といあわ 問合せ	やつしろゆうびんきょく でんわ 八代郵便局 電話 0570-078-592



その他のサービス

しょう しょう しょう しょう 障がい者等用駐車場の利用証		身 療 精 他																						
がいよう 概要	くまもとけん さだ りょうしょう こう ふきじゅん がいと う ひと しょう しょう しょう しょう 熊本県が定める利用証交付基準に該当する人に、障がい者等用駐車スペースを利用するため の利用証（ハートフルパス）を交付します																							
たいしょうしゃ 対象者 ひよう 表のいず れかに がいとう かた 該当する方	<table border="1"> <tr> <td>しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳</td> <td>かひよう 下表</td> </tr> <tr> <td>りょういくてちょう 療育手帳</td> <td>えー えー A1・A2</td> </tr> <tr> <td>せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳</td> <td>きゅう 1級</td> </tr> <tr> <td>かいごほけん ひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証</td> <td>ようかいご いじょう 要介護1以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">して いなんびょういりょうじゅきゅうしゃ 指定難病医療受給者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">にんさんぶ にんしん げつ さんご げつ 妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">けが人等（※診断書など） ※診断書様式はお問い合わせください</td> </tr> </table>	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	かひよう 下表	りょういくてちょう 療育手帳	えー えー A1・A2	せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	きゅう 1級	かいごほけん ひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証	ようかいご いじょう 要介護1以上	して いなんびょういりょうじゅきゅうしゃ 指定難病医療受給者		にんさんぶ にんしん げつ さんご げつ 妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）		けが人等（※診断書など） ※診断書様式はお問い合わせください										
	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	かひよう 下表																						
りょういくてちょう 療育手帳	えー えー A1・A2																							
せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	きゅう 1級																							
かいごほけん ひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証	ようかいご いじょう 要介護1以上																							
して いなんびょういりょうじゅきゅうしゃ 指定難病医療受給者																								
にんさんぶ にんしん げつ さんご げつ 妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）																								
けが人等（※診断書など） ※診断書様式はお問い合わせください																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>しょう がい めい 障 害 名</th> <th colspan="2">とう きゅう 等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し かくしょう 視覚障がい</td> <td colspan="2">きゅういじょう 4級以上</td> </tr> <tr> <td>へいこうきの うしょう 平衡機能障がい</td> <td colspan="2">きゅういじょう 5級以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">したい ふじゆう 肢体不自由</td> <td>じょうし 上肢</td> <td>きゅういじょう 2級以上</td> </tr> <tr> <td>か し 下肢</td> <td>きゅういじょう 6級以上</td> </tr> <tr> <td>たいかん 体幹</td> <td>きゅういじょう 5級以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">のうげんせい うんどうきの うしょうがい 脳原性運動機能障害</td> <td>じょうしきの う 上肢機能</td> <td>きゅういじょう 2級以上</td> </tr> <tr> <td>いどうきの う 移動機能</td> <td>きゅういじょう 6級以上</td> </tr> <tr> <td>ないぶしょう (しんぞう じんぞう こきゅうき 内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）</td> <td colspan="2">きゅういじょう 4級以上</td> </tr> </tbody> </table>	しょう がい めい 障 害 名	とう きゅう 等 級		し かくしょう 視覚障がい	きゅういじょう 4級以上		へいこうきの うしょう 平衡機能障がい	きゅういじょう 5級以上		したい ふじゆう 肢体不自由	じょうし 上肢	きゅういじょう 2級以上	か し 下肢	きゅういじょう 6級以上	たいかん 体幹	きゅういじょう 5級以上	のうげんせい うんどうきの うしょうがい 脳原性運動機能障害	じょうしきの う 上肢機能	きゅういじょう 2級以上	いどうきの う 移動機能	きゅういじょう 6級以上	ないぶしょう (しんぞう じんぞう こきゅうき 内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）	きゅういじょう 4級以上	
しょう がい めい 障 害 名	とう きゅう 等 級																							
し かくしょう 視覚障がい	きゅういじょう 4級以上																							
へいこうきの うしょう 平衡機能障がい	きゅういじょう 5級以上																							
したい ふじゆう 肢体不自由	じょうし 上肢	きゅういじょう 2級以上																						
	か し 下肢	きゅういじょう 6級以上																						
	たいかん 体幹	きゅういじょう 5級以上																						
のうげんせい うんどうきの うしょうがい 脳原性運動機能障害	じょうしきの う 上肢機能	きゅういじょう 2級以上																						
	いどうきの う 移動機能	きゅういじょう 6級以上																						
ないぶしょう (しんぞう じんぞう こきゅうき 内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）	きゅういじょう 4級以上																							
ひつようしよるい 必要書類	じょうき ようけん しょうめい 上記の要件を証明できるもの（身体障害者手帳など） ※代理申請の場合は、代理人の身分証明書																							
しょうようきかん 所要期間	まどぐちしんせい ばあい そくじつこうふ 窓口申請の場合、即日交付																							
ゆうそうしんせい 郵送申請	ひつようしよるい へんしんようきって えん か き ゆうそう 必要書類と返信用切手（140円）を下記に郵送 〒862-8570 熊本県健康福祉政策課地域支え合い支援室																							
まどぐち 窓口	くまもとけんやつしろほけんじょ でんわ 熊本県八代保健所 電話 33-3197																							



その他のサービス

ちゅうしゃ きんしゅく いき 駐車禁止区域における駐車		身療精他
概要	ほこう こんなん かた 歩行が困難な方などが ちゅうしゃ きんしゅく いき 駐車禁止区域において ちゅうしゃ 駐車できる制度です	
対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう か し きゅう たいかん きゅう ①身体障害者手帳 下肢1～4級、体幹1～3級などをお持ちの方 りょういくてちょうえー えー も かた ②療育手帳A1・A2をお持ちの方 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう も かた ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ようけん かなら じぜん と あ ※要件については、必ず事前にお問い合わせください	
①～③のいずれかに該当する方		
必要書類	しょう しゃてちょう 障がい者手帳	
窓口	やつしろけいさつしょ でんわ 八代警察署 電話 33-0110	



やつしろバリアフリーマップ		他
概要	やつしろしな い 八代市内にあるバリアフリー施設を紹介しています。 からだ ふじゆう かた ちい こ 体が不自由な方や小さな子どもがい かた おお かた あんしん がいしゅつ しせつ もくてき おう けんさく る方など、多くの方が安心して外出するための施設を目的に応じて検索できます	
問い合わせ	しょう しゃしえん か でんわ 障がい者支援課 電話 33-5110	



ゆうびん 郵便による投票		身	
がいよう 概要	とうひょうじょ い こんなん かた じたく どうひょうようし きにゆう ゆうびん どうひょう 投票所に行くことが困難な方は自宅で投票用紙に記入し、郵便で投票ができます		
たいしやうしや 対象者	りやうかし たいかん いどうきのう 両下肢、体幹、移動機能		きゆう 1・2級
	しんぞう ぞう こきゆうき ちよくちやう しょうちやう 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸		きゆう 1～3級
	めんえききのう かんぞう 免疫機能、肝臓		きゆう 1～3級
ひつやうしやるい 必要書類	しんたいしやうがいしやてちやう しょうてい しんせいしよ 身体障害者手帳、所定の申請書		
まどぐち 窓口	やつしろしせんきよかんりいいんかい でんわ 八代市選挙管理委員会 電話 30-1663		



その他のサービス

くるま むりようかしだし 車いすの無料貸出		他
がいよう 概要	いちじてき くるま ひつよう かた げんそく しゅうかん か だ 一時的に車いすが必要な方へ、原則1週間まで貸し出します	
たいしょうしゃ 対象者	くるま ひつよう かた しゅう う お と 車いすが必要な方(障がいの有無は問いません)	
かしだしばしょ 貸出場所	やつしろしやくしよ かがみししよ じぜんよやく ふよう 八代市役所、鏡支所 ※事前予約は不要です	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ かがみけんこうふくしちいきじむしょ でんわ 障がい者支援課 電話 33-5110 鏡健康福祉地域事務所 電話 52-7836	



てんじ ろくおんとしよ ゆうそうかしだし 点字・録音図書の郵送貸出		身
がいよう 概要	てん じしりょう ろくおんとしよ てん しゅうかん ゆうそう か だ 点字資料・録音図書を10点まで2週間、郵送で貸し出します	
たいしょうしゃ 対象者	し かくしょうがいしゃ きゅう かた 視覚障害者 1・2級の方	
ひつようしるい 必要書類 および 手続き	とうろく しゃかい 登録(初回) ほんにんしんせい しんたいしょうがいしゃてちょう 本人申請:身体障害者手帳 だいいりしんせい しんたいしょうがいしゃてちょう いにんじょう 代理申請:身体障害者手帳、委任状 かしだし 貸出 ホームページの申込フォームから申請、または来館申請	
といあわ 問合せ	やつしろしりつとしょかん でんわ 八代市立図書館 電話 32-3385	

せいねんこうけんせいど 成年後見制度		他
がいよう 概要	はんだんのうりよく じゅうぶん かた ざいさんかんり しょうがいふくし どう りよう てつづ 判断能力が十分でない方の財産管理や障害福祉サービス等を利用するための手続きなどを しえん しく 支援する仕組みです	
たいしょうしゃ 対象者	もうした かた ほんにん はいぐうしゃ しんどういなし しんぞくなど 申立てできる方:本人、配偶者、4親等以内の親族等 ※本制度の申立てを行う親族等がいないなどの理由により、申立てが出来ない場合は、必要 におう やつしろし もうした おこな に応じて八代市が申立てを行うこともあります	
まどぐち 窓口	そうだん やつしろしせいねんこうけんしえん しょう しゃしえん か でんわ 【相談】八代市成年後見支援センター(障がい者支援課) 電話 35-0294 てつづ くまもとかていさいばんしよ やつしろし ぶ でんわ 【手続き】熊本家庭裁判所 八代支部 電話 32-2176	

その他のサービス

ちいきふくしけんりようごじぎよう にちじようせいかつじりつしえんじぎよう 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)		療 精 他
がいよう 概要	はんだんのうりよく じゅうぶん かた たい しえんいん ふくし りようえんじよ にちじようてき きんせん 判断能力が十分でない方に対して支援員が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭 かんり しえん おこな 管理などの支援を行います	
たいしやうしゃ 対象者	ちてきしやう せいしんしやう かた はんだんのうりよく じゅうぶん かた 知的障がいや精神障がいの方などの判断能力が十分でない方	
りようりよう 利用料	せいかつ ほ ご じゆきやうしゃ おりよう 生活保護受給者:無料 い がい かた ゆうりよう ※詳しくはお問い合わせください	
まどぐち 窓口	やつしるしやかいふくしきやうきかい でんわ 八代市社会福祉協議会 電話 62-8228	

ひなんこうどうようしえんしゃとうろくせいど 避難行動要支援者登録制度		身 療 精 他
がいよう 概要	ひなんし えんとうかんけいしゃ めいぼとうろく かた めいぼじようほう ていきやう ひなんし えん そな 避難支援等関係者へ名簿登録された方の名簿情報を提供することで避難支援に備えます	
たいしやうしゃ 対象者 ひよう 表にいずれか がいてう かた に該当する方	しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳	きやう だい しゅ しんぞう ぞうきのうしやうがい かた のぞ 1・2級の第1種(心臓またはじん臓機能障害のみの方を除く)
	りやういくてちやう 療育手帳	えー えー A1・A2
	せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳	きやう たんしんせたい 1級で単身世帯
	その他	ようかいごにんてい う かた きぼう かた 要介護認定を受けている方や希望する方など
てつづ 手続き	まいとし かいたいしやう かた めいぼとうろく あんない おく 毎年1回対象の方へ名簿登録の案内を送ります	
まどぐち 窓口	ぼうさい 防災について	き き かんりか でんわ 危機管理課 電話 33-4112
	めいぼとうろく そうふ 名簿登録の送付について	けんこうふくしせいさくか でんわ 健康福祉政策課 電話 33-4003
	しょう たいしやうしゃ 障がいの対象者について	しょう しやしえんか でんわ 障がい者支援課 電話 33-5110
	かいごにんてい たいしやうしゃ 介護認定の対象者について	こうれいしやしえんか でんわ 高齢者支援課 電話 33-4436

しゅわ ようやくひっき しえん 手話や要約筆記によるコミュニケーション支援		身
がいよう 概要	つういん にちじようせいかつ さい しゅわ ようやくひっき しえん おこな かた ほけん 通院や日常生活の際に、手話や要約筆記によるコミュニケーション支援を行う方を派遣します	
たいしやうしゃ 対象者	ちやうかく おんせい げんごきのうしやう てちやう も かた 聴覚・音声・言語機能障がいの手帳ををお持ちの方	
りようりよう 利用料	むりよう 無料(ただし、交通費が必要な場合は実費が必要)	
ひつようしるい 必要書類	しんたいしやうがいしやてちやう しゃかい とうろく じ 身体障害者手帳(初回の登録時のみ)	
まどぐち 窓口	しょう しやしえんか でんわ 障がい者支援課 電話 33-5110	かくししやう ぶくしたんとうまどぐち 各支所障がい福祉担当窓口

その他の一瞥

失語症の方へのコミュニケーション支援

身 他

概要	日常生活や通院等、コミュニケーション支援を行う方を派遣します
対象者	失語症と診断された方
利用料	無料（ただし、交通費が必要な場合は実費が必要）
必要書類	身体障害者手帳、診断書など失語症であることがわかるもの （初回の登録時のみ）
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口

八代市内の障がい者就労支援施設では、おいしいものをつくらせて販売したり、いろいろな作業を受注しています。

障がい者就労支援施設で製造販売する商品を購入したり、仕事を頼むことで、障がいのある方の支援につながります。

どなたでも利用できますので、是非ご協力ください。

●障がい者就労支援施設とは？

障がいのある方の自立と社会参加を促進するための施設で、障がいのある方々が製造した物品（食品を含む）や印刷物、清掃作業などを受注しています。

●こんなことをしています

飲食業、パンやお菓子の製造販売、お弁当等の製造・宅配、チラシやポスター、冊子等の印刷、清掃、箱折り、小物雑貨の製造、クリーニングなど

◎対象施設や受注できる物品や作業内容については、[八代市 優先調達](#)で検索



しせつ れんらくさきいちらん 施設の連絡先一覧



れいわ ねん がつげんざい
令和5年3月現在

障害児相談支援事業所 特定相談支援事業所 とくていそうだんしえんじぎょうしよ	施設・事業所名	所在地	電話
	かんねさこ荘相談支援事業所	まつえほんまち 松江本町5-15(かんね内)	45-9012
	けいかくそうだんしえんじぎょうしよ 計画相談支援所 しおん	まつえほんまち 松江本町7-24(1階)	090-2338-6072
	そうだんしえん 相談支援センター 西小路プロダクツ	にしまつえじょうまち 西松江城町6-5	62-8206
	そうだんしえん 相談支援センター オーシャン	とおりちよう 通町6-20	32-4588
	ちいさせいかつそうだんしえん 地域生活相談支援センター すまいる	おおむらまち 大村町720-1	32-2333
	えんとくていそうだんしえんじぎょうしよ あさひ園特定相談支援事業所	かみひおきまち 上日置町2345	35-5757
	た とら太	みょうけんまち 妙見町2377-3	30-0701
	しゅんらん 春蘭	ぐんちくよんばんちよう 郡築四番町6-1	45-9017
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 たいよう	ひなぐへいせいまち 日奈久平成町1-1(保寿寮内)	090-8665-2120
	そうだんしえん ひなぐ相談支援センター 花の実	ひなぐたけのうちまち 日奈久竹之内町3049	43-6611
	ひかわがえんそうだんしえんじぎょうしよ ふうしゃ 氷川学園相談支援事業所 風舎	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1167-2	62-4081
	していとくていそうだんしえんじぎょうしよ 指定特定相談支援事業所 さぼてん	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505

いっばんそうだん 一般相談 しえんじぎょうしよ 支援事業所 (地域移行・地域定着)	かんねさこ荘相談支援事業所	まつえほんまち 松江本町5-15(かんね内)	45-9012
	ちいさせいかつそうだんしえん 地域生活相談支援センター すまいる	おおむらまち 大村町720-1	32-2333
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 たいよう	ひなぐへいせいまち 日奈久平成町1-1(保寿寮内)	090-8665-2120
	ひかわがえんそうだんしえんじぎょうしよ ふうしゃ 氷川学園相談支援事業所 風舎	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1167-2	62-4081

そうだんさき 相談先	やつしろけんいきち きりよういく 八代圏域地域療育センター	にしまつえじょうまち 西松江城町2-17	080-1782-3664
	くまもとけんなんぶしょうがいしやしうぎやう せいかつしえん 熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	はぎわらまちにちようめ 萩原町二丁目7-2	35-3313
	くまもとけんなんぶ はつたつしう 熊本県南部発達障がい者支援センター わるつ	にしかたまち 西片町1660 県南広域本部2階	62-8839

しょう ふくしだんたい 障がい福祉団体	しょう しゃ かぞくなど こうせい だんたい しょう しゃ ふくし こうじよう かいいん しんぼく こうりゆう ふか 障がい者やその家族等で構成された団体です。障がい者の福祉の向上と会員の親睦や交流を深める ために活動を行っています。随時、会員を募集していますので、詳しくはお問い合わせください		
だんたいめい 団体名	やつしろしもうじんふくしききょうかい 八代市盲人福祉協議会	やつしろし 八代市ろう者福祉協会	
	やつしろちいき 八代地域こころの健康希望の会	やつしろて 八代手をつなぐ育成会	
といあわ 問合せ	しょう しゃしえんか でんわ 障がい者支援課 電話 33-5110		

しょう しゃ 障がい者 相談員	身体 しんたい	おかもと やすこ 岡本 康子	おおてまち 大手町	35-4661	知的 ちてき	あきた せいや 穂田 誠也	ながいかりまち 永碇町	FAX 32-3140
		なかの としり 中野 敏憲	とうようまち 東陽町	65-3071		しょうの すえぞう 庄野 末藏	つきぞえまち 築添町	34-6205
		かわさき はつこ 川崎 初子	かがみまち 鏡町	52-6511		こじま ひろみ 小嶋 ひろみ	そぞうまち 鼠蔵町	090-5089-5076
		じよげん つよし 如見 剛	おかまち 岡町	090-4995-3225		たるうみ さとこ 樽海 哲子	にしかたまち 西片町	090-4513-8497
		なかざき てるお 中崎 昭男	さかもとまち 坂本町	45-3205		むらやま きみこ 村山 紀美子	たけはらまち 竹原町	32-7977
		なかね こ 中根 タミ子	うやなぎもとまち 植柳元町	080-3229-7978				

し せ つ れんらくさきいちらん 施設の連絡先一覧



	施設・事業所名	所在地	電話
しょうがいしゃ 障害者 しえんしせつ 支援施設	しょうがいしゃしえんしせつ やつしろがくえん 障害者支援施設 八代学園	ふた みほんまち 二見本町240	38-9131
	しょうがいしゃしえんしせつ かんねさこ荘 障害者支援施設 かんねさこ荘	ふた みほんまち 二見本町433	38-9011
	ひかわがくえん 氷川学園	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 のぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505
たん きにゆうしよ 短期入所 じぎょうしよ 事業所	にしこうじ 西小路プロダクツ	にしまつえじようまち 西松江城町6-5	62-8206
	くまもとろうさいびよういん いりようがた 熊本労災病院（医療型）	たけはらまち 竹原町1670	33-4151
	ショートステイはなみずき	こうげにしまち 高下西町1760	35-2001
	しょうがいしゃしえんしせつ やつしろがくえん 障害者支援施設 八代学園	ふた みほんまち 二見本町240	38-9131
	しょうがいしゃしえんしせつ かんねさこ荘 障害者支援施設 かんねさこ荘	ふた みほんまち 二見本町433	38-9011
	ひかわがくえん 氷川学園	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 のぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505
せいかつかいご 生活介護 じぎょうしよ 事業所	にしこうじ 西小路プロダクツ	にしまつえじようまち 西松江城町6-5	62-8206
	せいかつかいごじぎょうしよ 生活介護事業所 オーシャン	どおりちよう 通町6-20	32-4588
	せかんど 2nd はなみずき	おおむらまち 大村町570-1	35-2000
	せいかつかいご 生活介護 しらぬい	こうこばらまち 高小原町1475-2	080-8388-3817
	ゆいまーる	こうげにしまち 高下西町1760	35-1187
	やつしりしりつきぼう さと 八代市立希望の里たいよう	こうげにしまち 高下西町1704	34-1877
	はなみずき	こうげにしまち 高下西町2223-1	35-2001
	にちりん	ぐんちくよんばんちよう 郡築四番町6-1	37-1688
	みのり	みようけんまち 妙見町2377-3	30-0701
	しょうがいしゃしえんしせつ やつしろがくえん 障害者支援施設 八代学園	ふた みほんまち 二見本町240	38-9131
	しょうがいしゃしえんしせつ かんねさこ荘 障害者支援施設 かんねさこ荘	ふた みほんまち 二見本町433	38-9011
	ひかわがくえん 氷川学園	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 のぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505
	まんさく園	ながいかりまち 永碓町961-1	31-7440
	えん デイサービスセンター 招福の里（共生型）	こ がしちまち 古閑下町1798	30-8151
しゅうろういこう 就労移行 しえんじぎょうしよ 支援事業所	しゅうろう せいかつしえん 就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらまちにちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
	しゃかいしゅうろう 社会就労センター ワークショップ 八代	おきまちろくばんわり 沖町六番割3843-1	33-8007
	やつしりしりつきぼう さと 八代市立希望の里たいよう	こうげにしまち 高下西町1704	34-1877
しゅうろうていやく 就労定着 しえんじぎょうしよ 支援事業所	しゅうろう せいかつしえん 就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらまちにちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
	しゃかいしゅうろう 社会就労センター ワークショップ 八代	おきまちろくばんわり 沖町六番割3843-1	33-8007

し せ つ れんらくさきいちらん 施設の連絡先一覧



就労継続支援 A型事業所 しゅうろうけいぞくしえん えーがたじぎょうしよ	施設・事業所名	所在地	電話
	ワーキングオフィス きらり八代	松江本町7-29	35-0007
	メイクアップ	新地町855-5	45-5320
	就労支援事業所 ステップ1	上野町3889-6	32-0028
	障害者就労支援センター テイクオフ	おむらまち 大村町3906-1	34-8608
	イエローリーフ	ながたまち 長田町3477-9(102)	62-8666
	障がい福祉サービス ながしょう	たかしまち 高島町4289-1	45-9889
	らぶらんどカフェ八代	ぶいわらかみまち 豊原上町3228	050-3578-1395
	まるはち	こ が なかまち 古閑中町1396-1	080-8373-5966
	とらいふ	ぐんちくきゅうばんちよう 郡築九番町67-2	43-9122
	スキップ	かがみまちうちだ 鏡町内田239	52-5112
	プラスクレア	かがみまちきたしんち 鏡町北新地868-2	53-8008
	カドル	ひかわちようみやほら 氷川町宮原376-5	62-3550

就労継続支援 B型事業所 しゅうろうけいぞくしえん びーがたじぎょうしよ	西小路プロダクツ	にしまつえじようまち 西松江城町6-5	62-8206
	まちなか生活研究所	ほんまち に ちようめ ごう 本町二丁目3号38	45-5118
	就労・生活支援センター らぼーる八代	はざわらちようにちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
	なぎさの風	むぎしまひがしまち 麦島東町10-17	35-2378
	障害者就労支援センター テイクオフ	おむらまち 大村町3906-1	34-8608
	まるはち	こ が なかまち 古閑中町1396-1	080-8373-5966
	あじさいぷらす	た なかまち 田中町573-8	65-5501
	就労支援事業所 ステップ1	こうづけまち 上野町3889-6	32-0028
	まんさく園	ながいかりまち 永碓町961-1	31-7440
	障がい者福祉サービス ながしょう	たかしまち 高島町4289-1	45-9889
	社会就労センター ワークショップ八代	おきまちろくばんわり 沖町六番割3843-1	33-8007
	八代市立希望の里たいよう	こうげにしまち 高下西町1704	34-1877
	らぶらんどカフェ八代	ぶいわらかみまち 豊原上町3228	050-3578-1395
	わいわい虹の村	わたしまち 渡町1799	62-8015
	八代農林	ぐんちくはちばんちよう 郡築八番町75-4	46-5770
	集いの家	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町275-1	37-1460
	みのり	みようけんまち 妙見町2377-3	30-0701

し せ つ れんらくさきいちらん 施設の連絡先一覧



じりつくれん 自立訓練 せいかつくんれん (生活訓練 じぎょうしょ 事業所)	し せ つ じぎょうしよめい 施設・事業所名	しよざいち 所在地	でんわ 電話
	しゅうろう せいかつしえん やつしろ 就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらまちにちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
	あじさいぷらす	たなかまち 田中町573-8	65-5501
	まちなか生活研究所	ほんまちにちようめ 本町二丁目3号38	45-5118
きょうどうせい 共同生活援助事業所 (グループホーム)	グループホーム 荒神町	ほんまちよんちようめ 本町四丁目3-18	31-6088
	グループホームメイクアップ	しんかいまち 新開町3-282	45-5320
	らいふサポート八代	つぎぞままち 築添町1752-1	37-8870
	グループホーム 愛さんさん	おおむらまち 大村町299-1	38-9131
	グループホームあじさい館	おおむらまち 大村町720-1	32-8171
	グループホームアスカ	むかえまちにちようめ 迎町二丁目5	35-5739
	グループホームアスカ2号館	ふるしるまち 古城町2354-1	35-5739
	グループホーム おおぞら荘A・B	ほんのまち 本野町991-1	34-1877
	第二泰山荘	せんだんまちにちようめ 千反町二丁目13-18-1	33-4205
	絆3	こうこばらまち 高小原町1909-1	80-4311
	絆4	こうこばらまち 高小原町1909-2	80-4311
	グループホーム すいれん	ながいかりまち 永碓町955-5	31-7440
	グループホーム 一歩	こがななまち ろーさ こがななまち 古閑中町945 Rosa古閑中町I	80-3342
	絆1、2	こがななまち 古閑中町1101-3	80-4311
	サンマッシュ館	こうずけまち 上野町3889-1	38-9131
	グループホーム あかり	こうげにしまち 高下西町1760	35-1160
	グループホームながしょう 1、2、3、5号館	ひらやましんまち ひらやま 平山新町4515-3 平山インターハイツ	45-9889
	グループホーム水田	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町233-3	46-5770
	ほのぼの荘	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町209-1	37-0112
	ほのぼのハイツ	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町203-15	37-0112
	グループホーム 二見の里	ふたみほんまち 二見本町986-9	38-9181
	たんぽぽ荘	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
	ケアホームのぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-1505
ちい いかつどう 地域活動 しえん 支援センター	ちい いかつどうしえん 地域活動支援センター かね	まつ えほんまち 松江本町5-15	45-9012
	ちい いかつどうしえん 地域活動支援センター あい	みなとまち 港町239	37-3405
	ちい いかつどうしえん 地域活動支援センター きらきらの里	ほんのまち 本野町451-1	65-7550
	ちい いかつどうしえん 地域生活相談支援センター すまいる	おおむらまち 大村町720-1	32-2333
ふくし 福祉ホーム	福祉ホーム かづら	まつ えほんまち 松江本町5-15	45-9012



しょうがいじつうしよし えん じぎょうしよ じぎょうしよ
障害児通所支援事業所・タイムケア事業所

事業所名	所在地	電話	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	タイムケア
児童発達支援センター のぞみ	西松江城町2-17	35-4766	○	○	○	
西小路プロダクツ	西松江城町6-5	62-8206	○	○		
おおきな木	ほんまちさんちようめ 本町三丁目3-13	37-8600		○		
自立サポートセンターつばみ	たけはらまち 竹原町1569-8	33-6906	○	○		
2ndさくら	おおむらまち 大村町570-1	35-2222	○	○		○
児童発達支援事業所 わっこ	う やなぎかみまち 植柳上町683-17	35-1201	○		○	
児童発達支援パステル八代	せんだんまちいちちようめ 千反町一丁目10-28	43-0358	○			
放課後等デイサービスパステル八代				○		○
しらぬい児童デイサービス	こうこばらまち 高小原町1507-1	34-1002	○	○	○	
発達支援事業所 しらぬい	こうこばらまち 高小原町1476	62-8890		○	○	○
放課後デイサービス しらぬい	こうこばらまち 高小原町1476-2	39-7788		○		
放課後デイサービス みらい	こうこばらまち 高小原町1476-2	45-5222		○		
児童発達支援事業所 ぷくぷく	た なかにしまち なかにし かい 田中西町16-2中西ビル1階	30-7070	○	○		
児童発達支援事業所 第一ぷくぷく	た なかひがしまち 田中東町7-4	34-6060	○	○	○	○
児童発達支援事業所 第二ぷくぷく	こ が なかまち 古閑中町2366-1	32-8080	○	○		○
児童発達支援事業所 さくら	こうげにしまち 高下西町1760	35-7011		○	○	○
ゆいまーる	(ふくしステーション千の橋内)	35-1187	○	○		○
ほのか	こうげにしまち 高下西町1760	33-8090	○	○		○
放課後等デイサービス こころ事業所	ぶいわらしもまち 豊原下町3325-1	30-0556		○	○	
NPO法人 とら太の会	みようけんまち 妙見町2377-3	30-0701				○
ももの樹	ひ な ぐ たけのうちまち 日奈久竹ノ内町3049	43-6600	○	○		
ドリーム華琉	かがみまちかい ず 鏡町貝洲288-2	37-8000	○	○		○
ドリーム翼	かがみまちかい ず 鏡町貝洲290	37-8260		○		
キッズ さきたま	かがみまちりょう で 鏡町両出1259-4	37-8373	○	○		○
氷川学園児童デイサービス事業所 風楽	ひかわちようみやはら 氷川町宮原1167-2	62-4081	○	○		

くまもとけん 熊本県の「ヘルプカード」



ヘルプカードとは？

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

どこでもらえるの？

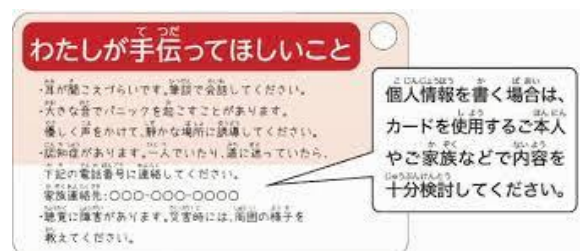
八代市内では、八代市役所障がい者支援課及び県南広域本部福祉課で無料配布しています。また、印刷用データをダウンロードし、印刷して自分で作ることもできます。

どうやって使うの？

市販の名札ケースに入れて首から下げたり、ストラップを使ってバッグなどにつけるなど、周囲から見えやすい箇所につけて携行してください。また、カードの裏面には御自身の症状や支援してほしいことなどを自由に書き込むことができます。

何を書いていいかわからない場合は、記入例や市販のラベルシートに印刷して使えるサンプルデータが熊本県のホームページに掲載されています。

くまもとけん
熊本県 ヘルプカード で検索



相談内容	官公署名	所在地	電話番号
障がい福祉サービス	八代市障がい者支援課 認定給付係	松江城町1-25	(35) 0294
障がい者手帳・自立支援医療・障がい者手当等	八代市障がい者支援課 生活支援係	松江城町1-25	(33) 5110
障がい者虐待	八代市障がい者虐待防止センター	松江城町1-25	(35) 0294
児童福祉	八代市こども未来課	松江城町1-25	(33) 8721
児童福祉・児童虐待・療育手帳の判定	熊本県八代児童相談所	西片町1660	(33) 3247 ※時間外 (32) 4426
児への関わり方・発達等	八代圏域地域療育センター	西松江城町2-17	080-1782-3664
健康相談（主に成人の方）	八代市保健センター	高下西町1726-5	(32) 7200
健康相談（主にお子さん）	八代市健康推進課	松江城町1-25	(33) 5116
健康相談（どなたでも）	八代市鏡保健センター	鏡町内田453-1	(52) 5277
難病	熊本県八代保健所	西片町1660	(33) 3229
手帳の判定・補装具の判定	熊本県福祉総合相談所	熊本市東区長嶺南2-3-3	096 (381) 4411
就学	八代市教育委員会学校教育課	松江城町1-25	(33) 6133
	八代市立八代支援学校	高島町1-6	(32) 3251
国民年金	八代市国保ねんきん課	松江城町1-25	(33) 4105
厚生年金	八代年金事務所	萩原町二丁目11-41	(35) 6123
住民税	八代市市民税課	松江城町1-25	(33) 4107
所得税	八代税務署	花園町16-2	(32) 3141
求職	ハローワーク八代	清水町1-34	(31) 8609
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター結	萩原町二丁目7-2	(35) 3313
介護保険	八代市介護保険課	松江城町1-25	(32) 1175
高齢者支援	八代市高齢者支援課	松江城町1-25	(33) 4436
生活保護	八代市生活援護課	松江城町1-25	(33) 8722
地域福祉	八代市健康福祉政策課	松江城町1-25	(33) 4003
権利擁護・民生委員	八代市社会福祉協議会	本町一丁目9-14	(62) 8228

八代市障がい福祉ガイドブック

発行 令和4年3月 八代市

編集 八代市 障がい者支援課

〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL 0965-35-0294 / 0965-33-5110 FAX 0965-32-8944

メール syofuku@city.yatsushiro.lg.jp